

FP2級
2021 年 1 月
学科
過去問解説

学科試験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

- ・試験問題については、特に指示のない限り、2020年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に 対する 各種特例 等 については考慮しないものとします。
- ・次の各問について答えを1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

ライフプラン

問題1～10

問題 1

ファイナンシャル・プランナー（以下「F P」という）の顧客に対する行為に関する次の記述のうち、関連法規に照らし、最も不適切なものはどれか。

1. 社会保険労務士の資格を有しないF PのAさんは、顧客から公的年金の老齢給付の繰上げ受給について相談を受け、顧客の「ねんきん定期便」の年金受取見込額を基に、繰り上げた場合の年金額を試算した。

2. 金融商品取引業の登録を受けていないF PのBさんは、顧客から確定拠出年金の個人型年金（i D e C o）について相談を受け、i D e C oの運用商品の特徴について説明した。

3. 税理士の資格を有しないF PのCさんは、顧客からふるさと納税について相談を受け、寄附金控除の仕組みについて説明した。

4. 司法書士の資格を有しないF PのDさんは、住宅ローンを完済した顧客から、抵当権の抹消登記について相談を受け、申請書を作成して登記手続を代行した。

【答え】

1. 適切。

社会保険労務士の資格を有しないFPであっても**一般的な説明**である**年金の繰上げ、繰下げなどの試算をすることは可能**です。**年金請求の手続きはできません**。社会保険労務士の業務は、労働社会保険諸法令に基づく「申請書類の作成、提出手続きの代行」「申告等の代理」「帳簿書類の作成」ですので、これに抵触する業務はできません。

2. 適切。

金融商品取引業の登録を受けていないFPでも、顧客に対して、確定拠出年金の個人型年金（iDeCo）について、運用商品の特徴や仕組みを説明することは可能です。ただし、**特定の有価証券に係る動向や投資判断についての助言を行うことはできません**。

3. 適切。

税理士資格のないFPでも、税制に関する資料の提供やそれに基づく**一般的な説明などは、税理士法に抵触しないため、可能**です。
ふるさと納税に関する寄附金控除の**一般的な解説**をするだけなら、税理士法に抵触しません。**有償・無償を問わず、個別の具体的な相談、代理行為、書類作成は税理士法に抵触**します。

4. 不適切。

司法書士資格のないFPは、不動産の**登記申請書類の作成や、申請等の登記の代行業務はできません**。

従って、答えは『4』です。

問題 2

会社員Aさんの2020年分の収入等の金額は、下記＜資料＞のとおりである。下記＜資料＞から算出されるAさんの可処分所得の金額として、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

＜資料＞

【収入金額等】

給与収入 700万円

給与所得控除 180万円

【税金・社会保険料】

所得税・住民税 60万円

社会保険料 90万円

【所得税の所得控除】

配偶者控除 38万円

基礎控除 48万円

1. 434万円
2. 464万円
3. 520万円
4. 550万円

【答え】

可処分所得＝収入－（所得税・住民税、社会保険料）

給与所得控除や所得税の所得控除の人的控除、物的控除は可処分所得算出の際は考慮しません。

Aさんの可処分所得＝700万円－（60万円＋90万円）＝550万円

従って、答えは『4』です。

問題 3

公的医療保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 定年退職により健康保険の被保険者資格を喪失した者は、所定の要件を満たせば、最長で2年間、健康保険の任意継続被保険者となることができる。
2. 健康保険の被保険者資格を喪失する日の前日までに引き続き1年以上被保険者であった者は、資格喪失時に支給を受けている傷病手当金を、原則として支給期間満了まで継続して受給することができる。
3. 健康保険の被保険者は、70歳に達したときにその被保険者資格を喪失し、後期高齢者医療制度の被保険者となる。
4. 後期高齢者医療制度の被保険者が保険医療機関等の窓口で支払う一部負担金（自己負担額）の割合は、原則として、当該被保険者が現役並み所得者である場合は3割、それ以外の者である場合は1割とされている。

【答え】

1. 適切。

健康保険の被保険者は、退職後、資格喪失日の前日までに「**継続して2ヶ月以上の被保険者期間**」があれば、健康保険の任意継続被保険者として、元の勤務先の健康保険に**2年間加入**できます。

2. 適切。

健康保険の被保険者資格喪失日の前日までに**1年以上継続して被保険者であった場合**、資格喪失時に支給されている傷病手当金や出産手当金について、原則として支給期間満了まで継続して受給可能です。受給中に退職する場合でも、**1年以上の加入期間があれば、継続して受け取れます。**

3. 不適切。

	被用者保険 健康保険	被用者保険 共済組合等	地域保険 国民健康保険	後期高齢者医療制度
被保険者	企業に使用される人	公務員など	自営業者など	75歳以上
保険者	全国健康保険協会(協会けんぽ)または健康保険組合(組合健保)	共済組合	市区町村または国民健康保険組合	後期高齢者医療広域連合 (保険料は年金から天引き徴収)

75歳以降は、健康保険の被保険者資格を喪失し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

4. 適切。

後期高齢者医療制度による自己負担の割合

- ・ **現役並み**所得者（課税所得金額145万円以上）で**3割**、
- ・ **それ以外の人**は**1割**です。

従って、答えは『3』です。

問題 4

1 年後に 60 歳の定年退職を迎える会社員 A さんは、ファイナンシャル・プランナーの B さんに定年後に継続雇用となった場合における雇用保険からの給付について相談した。B さんが説明した雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金に関する次の記述の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金は、原則として、60 歳に達した日において雇用保険の一般被保険者としての算定基礎期間に相当する期間が（ア）以上あり、かつ、60 歳以降の支給対象月に支払われた賃金額が 60 歳時点のみなし賃金日額に 30 を乗じた額と比較して（イ）未満に低下している場合に支給の対象となります。支給期間は、60 歳に達した月から（ウ）に達する月までです。支給額は、支給対象月に支払われた賃金額が 60 歳時点のみなし賃金日額に 30 を乗じた額の 61 % 未満の場合は、支給対象月に支払われた賃金額の（エ）相当額となります。

1. （ア） 2 年 （イ） 75 % （ウ） 65 歳 （エ） 20 %
2. （ア） 2 年 （イ） 80 % （ウ） 70 歳 （エ） 15 %
3. （ア） 5 年 （イ） 75 % （ウ） 65 歳 （エ） 15 %
4. （ア） 5 年 （イ） 80 % （ウ） 70 歳 （エ） 20 %

【答え】

雇用保険の高年齢雇用継続給付とは

- ・雇用保険の被保険者期間が通算5年以上
- ・60歳到達時等の時点に比べて賃金が75%未満に低下
- ・60歳以上65歳未満の一般被保険者の方に支給されます。
(高年齢雇用継続基本給付金と高年齢再就職給付金の2種類)。

高年齢雇用継続基本給付金の支給額は

最高で賃金額の15%

賃金の低下率	支給額
--------	-----

61%以下	・ ・ ・ ・ ・ 支給対象月の賃金額の15%
-------	-------------------------

61%超75%未満	・ ・ ・ ・ 低下率に応じた15%相当未満の額
-----------	--------------------------

75%以上	・ ・ ・ ・ ・ 支給なし
-------	----------------

※低下率＝賃金額÷60歳到達時の賃金月額×100

従って、答えは『3』です。

問題 5

公的年金制度に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 厚生年金保険の被保険者期間を有する者は、国民年金の保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間の合計が（ア）以上あれば、原則として65歳から老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給することができる。
- ・ 老齢厚生年金を受給している夫が死亡した場合、夫によって生計を維持されていた妻は、夫の国民年金の保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間の合計が（イ）以上あれば、原則として遺族厚生年金を受給することができる。
- ・ 厚生年金保険の適用事業所に常時使用される者のうち、（ウ）以上の者は、原則として厚生年金保険の被保険者とはならない。

1. （ア） 25年 （イ） 25年 （ウ） 65歳
2. （ア） 25年 （イ） 10年 （ウ） 70歳
3. （ア） 10年 （イ） 10年 （ウ） 65歳
4. （ア） 10年 （イ） 25年 （ウ） 70歳

【答え】

・老齢基礎年金の受給資格期間は、保険料納付済期間と保険料免除期間等の合計が10年以上必要です。

65歳からの老齢厚生年金の支給要件は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること、厚生年金保険の被保険者期間が1ヵ月以上あることです。

・遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が死亡した場合、老齢年金の受給資格期間が25年以上ある者には、遺族に支給されます。ただし、死亡した被保険者の保険料納付済期間が加入期間の2/3以上あること、過去1年間保険料滞納が無いことです。

・厚生年金保険の被保険者は、適用事業所に常時使用される者で、70歳未満の者です。70歳以上は厚生年金保険の被保険者とはなりません。

従って、答えは『4』です。

問題 6

老齢厚生年金に加算される加給年金額に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 加給年金額が加算されるためには、原則として、老齢厚生年金の受給権者本人の厚生年金保険の被保険者期間が25年以上あることが必要である。
2. 婚姻の届出をしていない者は、老齢厚生年金の受給権者と事実上の婚姻関係にある者であっても、加給年金額対象者となる配偶者には該当しない。
3. 加給年金額が加算される老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をした場合、加給年金額については、繰下げ支給による増額の対象とならない。
4. 加給年金額が加算される老齢厚生年金について、在職老齢年金の仕組みにより、その報酬比例部分の全部が支給停止となっても、加給年金額については支給される。

【答え】

1. 不適切。

加給年金を受けるには、受給権者本人の厚生年金の被保険者期間が20年以上必要です。

2. 不適切。

加給年金は、事実婚の配偶者であっても支給対象です。

3. 適切。

老齢厚生年金の支給繰下げには、加給年金も同時に繰下げされますが、繰下げしても増額されません。振替加算も同様です。

4. 不適切。

在職老齢年金を計算する際には、加給年金を支給されていても調整の対象とはなりません。加給年金額を除いて在職老齢年金を計算します。

- ・老齢厚生年金が支給（一部支給）される場合……加給年金額は全額支給されます。

- ・老齢厚生年金が全額支給停止される場合……加給年金額も全額支給停止となります。

従って、答えは『3』です。

問題 7

公的年金制度の障害給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 障害等級1級に該当する程度の障害の状態にある者に支給される障害基礎年金の額は、障害等級2級に該当する程度の障害の状態にある者に支給される障害基礎年金の額の100分の150に相当する額である。
2. 障害等級2級に該当する程度の障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が、所定の要件を満たす配偶者を有する場合、その受給権者に支給される障害厚生年金には加給年金額が加算される。
3. 障害等級3級に該当する程度の障害の状態にある者に支給される障害厚生年金の額については、障害等級2級に該当する程度の障害の状態にある者に支給される障害基礎年金の額の3分の2相当額が最低保障される。
4. 国民年金の被保険者ではない20歳未満の期間に初診日および障害認定日があり、20歳に達した日において障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある者には、その者の所得にかかわらず、障害基礎年金が支給される。

【答え】

1. 不適切。

障害基礎年金の支給額

- ・ 障害等級2級は満額の老齢基礎年金と同額
- ・ 1級は満額の老齢基礎年金の1.25倍です。（100分の125）

2. 適切。

障害厚生年金は、1級・2級の障害者に生計同一で65歳未満の配偶者がいる場合、配偶者加給年金が支給されます。

ただし、障害等級3級には支給はありません。

3. 不適切。

障害等級3級では、障害厚生年金が支給されます。

障害基礎年金の4分の3相当額の最低保障となります。

（障害等級1級または障害等級2級に該当する厚生年金加入者は、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の年金が支給されます。）

4. 不適切。

20歳以後の障害が一定以上の場合、初診日が20歳前でも障害基礎年金が支給されます。ただし、所得によって支給停止されることがあります。

従って、答えは『2』です。

問題 8

確定拠出年金の個人型年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 国民年金の第1号被保険者は、現時点で国民年金の保険料を納付していれば、過去に国民年金の保険料未納期間があっても、個人型年金に加入することができる。
2. 個人型年金の加入者がその資格を喪失した場合、通算拠出期間が5年以下または個人別管理資産が25万円以下であるときは、脱退一時金の支給を請求することができる。
3. 個人型年金の加入者が国民年金の第3号被保険者である場合、掛金の拠出限度額は年額276,000円である。
4. 個人型年金の老齢給付金を一時金として受け取った場合、退職所得として課税の対象となる。

【答え】

1. 適切。

農業者年金の被保険者や、自営業者等の国民年金の第1号被保険者で、国民年金保険料の未納者・免除者（全額・一部）または猶予者は、確定拠出年金の個人型の加入対象外です。

過去に未納や免除期間があっても、確定拠出年金の加入手続き時点で納付していれば加入可能です。

2. 不適切。

個人型年金の加入者がその資格を喪失した場合、過去の通算拠出年数が1ヶ月以上3年以下、または個人別管理資産が25万円以下等の要件を満たせば、脱退一時金の支給を請求することができます。

3. 適切。

	企業型	個人型（iDeCo）
加入対象者	・ 60歳未満の第2号被保険者（規約で65歳まで延長可） ・ 確定拠出年金導入企業の従業員	・ 60歳未満の方 公的年金の加入者（国民年金・厚生年金・共済組合等） 自営業者（第1号被保険者） 厚生年金保険の被保険者（第2号被保険者） 専業主婦（第3号被保険者）

掛金の拠出限度額	・確定給付型の年金を実施していない場合 55,000円/月 個人型DC, 企業型DCの合算拠出限度額は66万円/年(5.5万円/月) ・確定給付型の年金を実施している場合 27,500円 個人型DC+企業型DCの合算拠出限度額は年33万円(月2.75万円)	・自営業者(払い込み) 68,000円/月(年額81.6万円) ・厚生年金被保険者(給与天引き) 他の企業年金、確定給付型の年金も実施していない場合 23,000円/月(年額27.6万円) 他の企業年金のみ実施している場合 20,000円/月(年額24万円) 確定給付型の年金を実施している場合 12,000円/月(年額14.4万円) 公務員など12,000円(年額14.4万円) ・専業主婦 23,000円/月(年額27.6万円)
掛金の拠出	原則として事業主。 規約に定めれば、個人からの拠出も可能 (マッチング拠出: 従業員の掛金拠出部分は企業の拠出額をこえることができません) 注) この場合は個人型DCとの併用は不可	加入者個人 平成30年1月より拠出金は月単位から年単位です。

4. 適切。

確定拠出年金の老齢給付金

年金として受給する場合は公的年金等の雑所得として総合課税
一時金として受給する場合は退職所得として分離課税の対象です。

従って、答えは『2』です。

問題 9

日本学生支援機構の貸与型奨学金および日本政策金融公庫の教育一般貸付（以下「国の教育ローン」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 貸与型奨学金の一つである第一種奨学金の貸与を受けられるのは、国内の大学等に在学する特に優れた学生等であって、経済的理由により著しく修学に困難がある者とされている。
2. 国の教育ローンを利用するためには、世帯年収（所得）が申込人の世帯で扶養している子の人数に応じて定められた額以下でなければならない。
3. 国の教育ローンの融資金利は固定金利であり、返済期間は、母子家庭等の場合を除き、15年以内とされている。
4. 国の教育ローンの資金使途は、受験にかかった費用（受験料、受験時の交通費・宿泊費など）と学校納付金（入学金、授業料、施設設備費など）に限定されている。

【答え】

1. 適切。

日本学生支援機構の**第一種奨学金**は、学業優秀で経済的理由で修学困難な者に貸与されます。在学中・卒業後ともに**無利息**です。

2. 適切。

日本政策金融公庫の**教育一般貸付**は、**子どもの人数に応じて世帯ごとに年収制限**があります。定められた額以下でなければなりません。

3. 適切。

日本政策金融公庫の**教育一般貸付**の融資金利は**固定金利**です。

返済期間は15年以内(交通遺児家庭などは18年以内)

融資額は**学生・生徒1人につき350万円**

(6ヶ月以上の**海外留学資金は450万円**)

※2020年4月より自宅外通学や5年以上の大学、大学院の資金も対象となりました。

4. 不適切。

日本政策金融公庫の国の教育ローンである**教育一般貸付**は、入学金や授業料などの学校納付金以外、受験料や受験のための交通費・宿泊費等の受験にかかった費用、**アパートやマンションの敷金・家賃など住居にかかる費用**、教科書代・教材費・PC購入費、通学費用、修学旅行費用、**学生の国民年金保険料**などにも使うことができます。

従って、答えは『4』です。

問題 10

下記＜資料＞に基づき算出される中小企業のA社の財務分析に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、変動費は売上原価に等しく、固定費は販売費及び一般管理費に等しいものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

＜資料＞ A社の損益計算書 (単位：百万円)

売上高	4 0 0
売上原価	2 0 0
□□□	2 0 0
販売費及び一般管理費	1 0 0
□□□	1 0 0
営業外収益	3 0
営業外費用	1 0
□□□	1 2 0
特別利益	2 0
特別損失	1 0
税引前当期純利益	1 3 0
法人税・住民税及び事業税	5 0
当期純利益	8 0

1. A社の売上高営業利益率は、25%である。
2. A社の売上高経常利益率は、30%である。
3. A社の限界利益率は、50%である。
4. A社の損益分岐点売上高は、300百万円である。

【答え】

1. 適切。

売上高営業利益率(%) = 営業利益 ÷ 売上高 × 100 です。

営業利益 = 売上高 - 売上原価 - 販売費および一般管理費 です。

A社の営業利益：売上高400 - 売上原価200 - 販管費100 = 100

A社の売上高営業利益率：100 ÷ 400 × 100 = 25%

2. 適切。

売上高経常利益率(%) = 経常利益 ÷ 売上高 × 100 です。

会社の本業の利益である営業利益に対して、経常利益は、営業利益に通常の営業活動以外の収入と費用を反映した利益のことです。

経常利益 = 営業利益 + 営業外収益 - 営業外費用 となります。

A社の経常利益：営業利益100 + 営業外収益30 - 営業外費用10 = 120

A社の売上高経常利益率：120 ÷ 400 × 100 = 30%

3. 適切。

「限界利益」 = 売上高 - 変動費：売上増加時に最大限獲得できる利益

限界利益率 = 限界利益 ÷ 売上高 = (売上高 - 変動費) ÷ 売上高
= 1 - 変動費率

本問では「変動費は売上原価に等しく」とあるため、

A社の限界利益 = 売上高400 - 売上原価（変動費）200 = 売上総利益

A社の限界利益率 = 売上総利益200 ÷ 売上高400 × 100 = 50%

4. 不適切。

損益分岐点売上高 = 売上高 - (変動費 + 固定費) = 0円

損益分岐点売上高 = 固定費 ÷ 限界利益率 となります。

限界利益率 = 限界利益 ÷ 売上高 = (売上高 - 変動費) ÷ 売上高

本問では、「変動費は売上原価に等しく、固定費は販売費及び一般管理費に等しい」とあるため、A社の限界利益 = 50%（問題10の3）

A社の損益分岐点売上高 = 固定費100 ÷ 50% = 200百万円 となります。

従って、答えは『4』です。

リスク

問題11～20

問題 11

わが国の保険制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保険業法上、保険期間が1年以内の保険契約の申込みをした者は、契約の申込日から8日以内であれば、書面により申込みの撤回等を行うことができる。
2. 保険業法で定められた保険会社の健全性を示すソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合、監督当局による業務改善命令などの早期是正措置の対象となる。
3. 保険法は、生命保険契約、損害保険契約だけでなく、保険契約と同等の内容を有する共済契約も適用対象となる。
4. 日本国内で事業を行う生命保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構による補償の対象となる保険契約については、高予定利率契約を除き、原則として、破綻時点の責任準備金等の90%まで補償される。

【答え】

1. 不適切。

保険契約者から一方的な意思表示で書面により申込みの撤回・解除等ができる制度をクーリングオフといいます。が、保険期間1年以内の契約や、医師による診査が必要な保険契約で診査終了している場合等は、クーリングオフの対象外です。「保険契約の申込み日」または「クーリングオフに関する書面を交付された日」のうち、遅い方から起算して8日以内であれば撤回可能です。書面を受けとってない場合はいつでも撤回できます。

2. は、適切。

ソルベンシー・マージン比率は、200%を超えていれば、保険金の支払い余力があり、健全性が高いとされています。

200%未満は早期是正措置の発動(経営改善命令)、0%未満は業務停止命令となっています。

3. は、適切。

保険法は、生命保険や損害保険だけでなく、共済契約や入院保険、がん保険などの傷害疾病保険にも適用されます。

4. は、適切。

生命保険会社が破綻した場合、補償対象となる生命保険契約は、生命保険契約者保護制度により、責任準備金の90%まで補償されますただし、高予定利率契約等を除きます。

責任準備金とは保険会社が将来の保険金や給付金を支払うために積み立てているお金。

従って、答えは『1』です。

問題 12

生命保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとする。

1. 養老保険では、被保険者に高度障害保険金が支払われた場合であっても、その被保険者が保険期間満了まで生存したときには満期保険金が支払われる。
2. こども保険（学資保険）では、契約者が死亡した場合、あらかじめ指定された受取人に死亡給付金が支払われる。
3. 収入保障保険の死亡保険金を年金形式で受け取る場合の受取総額は、一時金で受け取る場合の受取額と同額である。
4. 変額保険（終身型）の死亡保険金については、運用実績に応じて保険金額が変動するが、契約時に定めた保険金額（基本保険金額）は保証される。

【答え】

1. 不適切。

養老保険（生死混合保険）は、被保険者に高度障害保険金が支払われた場合、その時点で契約は終了となります。その後、被保険者が満期まで生存していても、満期保険金は支払われません。

2. 不適切。

こども保険（学資保険）の契約者が死亡した場合、それ以降の保険料払込が免除され、学資祝金や満期祝金を受け取ることができますが、死亡保険金は支払われません。子が途中で死亡した場合、死亡保険は支払われます。

3. 不適切。

収入保障保険（生活保障保険）は、死亡保険金を受け取る際、年金形式・一時金のどちらかを選択出来ます。

一時金で受け取る場合は将来発生する利子分を割り引いた額になるため、年金形式より受取額が少なくなります。

4. 適切。

変額保険は、資産の運用を特別勘定で行い、運用実績によって保険金額や解約返戻金額などが増減する保険です。

死亡保険金については、終身型・有期型いずれも運用実績に関わらず、基本保険金額として最低保証されます。

満期保険金や解約返戻金：基本保険金額は保証されます。

有期型：運用実績によっては基本保険金額や払込まれた保険料を下回ることがあります。

従って、答えは『4』です。

問題 13

生命保険料控除の税法上の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 養老保険の保険料について、自動振替貸付によって保険料の払込みに充当された金額は、その年の生命保険料控除の対象とならない。
2. 終身保険の月払保険料のうち、2021年1月に払い込まれた2020年12月分の保険料は、2021年分の生命保険料控除の対象となる。
3. 2020年4月に締結した生命保険契約に付加された災害割増特約の保険料は、一般の生命保険料控除の対象となる。
4. 2020年4月に締結した一時払定額個人年金保険契約の保険料は、個人年金保険料控除の対象となる。

【答え】

1. 不適切。

自動振替貸付制度により保険料を支払っている場合、保険料を払っているとみなされ、その年の生命保険料控除の対象となります。

2. 適切。

生命保険料控除の対象は、その年に払い込んだ保険料の合計額です。で、前年分（2020年12月分）の保険料を今年（2021年1月）になってから払い込んだ場合、前年分ではなく、今年分の生命保険料控除の対象となります。

3. 不適切。

2012（平成24）年1月1日以後（新制度）に締結した保険の場合、傷害特約・災害割増特約等の身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる特約は、一般・介護医療・個人年金の全ての生命保険料控除の対象外です。

※旧制度では一般生命保険料控除の対象でした。

4. 不適切。

保険料一時払の個人年金保険の場合は、一般の生命保険料控除の対象となります。個人年金保険料控除の対象外です。

保険料の払込期間が10年以上の一定の要件を満たせば個人年金保険料控除が適用されます。

従って、答えは『2』です。

問題 14

生命保険の税金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。
なお、いずれも契約者（＝保険料負担者）および保険金・給付金等の受取人は個人であるものとする。

1. 契約者と被保険者が同一人である終身保険において、被保険者がリビング・ニーズ特約に基づいて受け取った特約保険金は、一時所得として課税の対象となる。
2. 一時払終身保険を保険期間の初日から4年10ヵ月で解約して契約者が受け取った解約返戻金は、一時所得として課税の対象となる。
3. 契約者と被保険者が同一人である養老保険において、被保険者の相続人ではない者が受け取った死亡保険金は、贈与税の課税対象となる。
4. 契約者と被保険者が同一人である医療保険において、被保険者が疾病の治療のために入院したことにより受け取った入院給付金は、一時所得として課税の対象となる。

【答え】

1. 不適切。

被保険者が受け取れる高度障害保険金・生前給付保険金のリビングニーズ特約、入院給付金、介護給付金などの各種給付金は、非課税です。給付金が被保険者の死亡後も残っている場合は、その残額は相続税の課税対象となります。

2. 適切。

一時払終身保険（養老保険や個人年金保険・変額個人年金等）を5年以内に解約した場合、解約返戻金と払込み保険料の差額は金融類似商品とみなされ、復興特別所得税込みで受取差益に20.315%の源泉分離課税となります。（年払いは対象外）
ただし、満期のない終身保険は該当しません。

3. 不適切。

生命保険の契約者と被保険者が同じで、保険金受取人それ以外の場合は、相続税の課税対象となります。なお、受取人が法定相続人の場合は死亡保険金の非課税（500万円×法定相続人の数）適用されます

契約者	被保険者	受取人	対象となる税金
A	A	法定相続人	相続税（非課税枠適用あり）
A	A	法定相続人	相続税（非課税枠適用なし）
A	B	A	所得税（一時所得）
A	B	C	贈与税

4. 不適切。

被保険者が受け取れる各種給付金は、非課税です。

高度障害保険金・生前給付保険金のリビングニーズ特約、入院給付金、介護給付金等の「身体の傷害に基因」などの給付金です。

従って、答えは『2』です。

問題 15

契約者（＝保険料負担者）を法人、被保険者を役員とする生命保険に係る保険料等の経理処理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、いずれの保険契約も2020年10月に締結し、他に加入している保険契約はなく、保険料は年払いであるものとする。

1. 法人が受け取った医療保険の入院給付金は、その全額を益金の額に算入する。
2. 死亡保険金受取人が法人である終身保険の支払保険料は、その全額を資産に計上する。
3. 給付金受取人が法人で、解約返戻金相当額のない短期払いの医療保険の支払保険料は、その事業年度に支払った保険料の額が被保険者1人当たり30万円以下の場合、その支払った日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。
4. 死亡保険金受取人が法人で、最高解約返戻率が65%である定期保険（保険期間20年）の支払保険料は、保険期間の前半4割相当期間においては、その60%相当額を資産に計上し、残額を損金の額に算入することができる。

【答え】

1. 適切。

法人が給付された入院給付金や手術給付金は、全額を雑収入として益金に算入します。

2. 適切。

死亡保険金受取人が法人である終身保険の支払保険料は、その全額を資産に計上します。

3. 適切。

解約返戻金がない、またはごく少額の法人契約の短期払いの医療保険の支払保険料は全額または一部を損金算入可能です。

2019年10月8日以降の契約では、保険料の支払期間が短期で年間保険料が30万円超の契約について、損金算入は一部に限られるようになっています。

4. 不適切。

定期保険の最高解約返戻率が50%超70%以下である場合
資産計上期間として、保険期間の開始から当該保険期間の100分の40相当を経過するまでとし、資産計上額は当期分支払い保険料の額に100分の40を乗じて計算します。

最高解約返戻率が70%超85%以下である場合
資産計上額は当期分支払い保険料の額に100分の60を乗じて計算します。

取崩し期間は最高解約返戻率が50%超70%以下である場合も最高解約返戻率が70%超85%以下である場合も同じく、保険期間の100分の75相当期間経過後から保険期間終了の日までとする。

従って、答えは『4』です。

問題 16

傷害保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとする。

1. 交通事故傷害保険では、デパートのエスカレーターに搭乗中の事故によるケガは補償の対象となる。
2. 普通傷害保険では、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガは補償の対象となる。
3. 家族傷害保険では、保険期間中に生まれた記名被保険者本人の子は、被保険者とならない。
4. 国内旅行傷害保険では、国内旅行中の飲食による細菌性食中毒は補償の対象とならない。

【答え】

1. 適切。

交通事故傷害保険は、**国内外を問わず**、道路通行中や乗り物に乗車中の事故に対する保険です。**駅構内やエレベーター、エスカレーター等の事故や火災による傷害も対象**です。

2. 不適切。

普通傷害保険は、**国内外を問わず**、日常生活（家庭内・職場・通勤旅行・スポーツ）などでの怪我などを補償する保険です。

※対象外

危険なスポーツ、戦争、**地震、噴火、津波**、細菌性食中毒、熱中症等によるケガは**補償対象外**です（ただし、特約で補償対象となる場合があります）。

3. 不適切。

家族傷害保険は、**国内外を問わず**、保険事故発生時に判定します。普通傷害保険と同一補償内容で、1つの契約で家族全員を被保険者とするものです。

本人または配偶者と**生計を一にする親族が補償対象**です。その他親族には同居親族、別居の未婚の子も含まれます。

保険期間中に**被保険者に子供が生まれた場合、同一生計であれば、特に手続きなく自動的に補償対象**となります。

4. 不適切。

国内旅行傷害保険は、旅行で**家をでてから家にかえるまでに**被った怪我や病気による通院や死亡、後遺障害などについて保険金が支払われます。**細菌性食中毒やウイルス性食中毒も補償対象**です。

補償対象外：地震・噴火・津波による傷害

従って、答えは『1』です。

問題 17

任意加入の自動車保険（保険期間1年）のノンフリート等級別料率制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 自動車同士の衝突によって対人賠償保険および対物賠償保険の保険金が支払われる場合は、3等級ダウン事故となる。
2. 人身傷害（補償）保険の保険金のみが支払われる場合は、1等級ダウン事故となる。
3. 搭乗者傷害保険の保険金のみが支払われる場合は、等級据え置き事故となる。
4. 自動車の盗難により車両保険の保険金のみが支払われる場合は、ノーカウント事故となる。

【答え】

1. は、適切。

3等級ダウン事故とは本人や相手方、物への損額に対して、対人・対物賠償保険、車両保険などから保険金が支払われる事故です。

更新後の等級が3等級下がり、保険料が高くなります。

2. 不適切。

ケガをして人身傷害保険のみ支払われる事故や弁護士費用保険金のみ支払われる事故はノーカウント事故になります。ノンフリート等級は下がりません。他に等級が下がる事故がなければ、1等級上がります。

3. 不適切。

人身傷害や搭乗者傷害保険金については、ノーカウント事故となり、ほかに等級ダウンとなる事故が無ければ、更新後に1等級アップします。（2013年3月31日以前の契約は等級すえおき）。

4. 不適切。

自動車の盗難により車両保険の保険金のみが支払われる事故や物の飛来中・落下中の他物との衝突により車両保険が支払われる事故などは1級ダウン事故となります。ノーカウント事故とはなりません。

（2013年3月31日以前の契約は等級すえおき）。

従って、答えは『1』です。

問題 18

個人を契約者（＝保険料負担者）とする損害保険の税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 2020年4月に加入した所得補償保険の保険料は、介護医療保険料控除の対象となる。

2. 2020年4月に住宅用建物および家財を保険の対象とする火災保険に地震保険を付帯して加入した場合、地震保険に係る保険料のみが地震保険料控除の対象となる。

3. 契約者と被保険者が同一人である自動車保険の人身傷害（補償）保険において、被保険者が自動車事故で死亡した場合、その遺族が受け取った死亡保険金は、過失割合にかかわらず、その全額が非課税となる。

4. 契約者の配偶者が不慮の事故で死亡したことにより、契約者が受け取った家族傷害保険の死亡保険金は、一時所得として課税の対象となる。

【答え】

1. 適切。

介護医療保険料控除は、**病気やケガなどにかかった医療費に対して保険金が支払われる**というものです。（2012年から新設）

貯蓄型の保険、国外で契約した生命保険、信用保険、傷害保険、は介護医療保険料控除の対象外となります。

よって、病気やケガによる就業不能時に保険金を受け取れる**所得補償保険は、介護医療保険料控除の対象となります。**

2. 適切。

地震保険は火災保険に付帯して加入します。

地震保険料控除の対象は、特定の損害保険契約における地震等による損害を補償する部分のみです（地震火災特約は対象です）。

3. 不適切。

人身傷害補償保険では、**自分の過失部分を含め損害額の全額が自己の保険会社から保険金が支払われます。**過失の割合によって保険金の減額はありません。

相手方の過失割合部分は非課税となり、自己の過失割合部分のみが課税対象となります。

4. 適切。

家族傷害保険の死亡保険金は生命保険と同じく契約者・被保険者・受取人の関係で相続税、所得税、贈与税のいずれかが対象となります。本問では**個人を契約者＝（保険料負担者）＝受取人**となりますので**一時所得として所得税・住民税の課税対象**となります。なお、家族が事故で怪我をした場合、支払われる入院給付金・後遺障害保険金は非課税です。

従って、答えは『3』です。

問題 19

契約者（＝保険料負担者）を法人とする損害保険に係る保険料等の経理処理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 法人が所有する建物を対象とする長期の火災保険に加入し、保険料を一括で支払った場合、支払った保険料のうち当該事業年度に係る部分を損金の額に算入することができる。
2. 法人が所有する業務用自動車が交通事故で全損となり、受け取った自動車保険の車両保険の保険金で同一事業年度内に代替車両を取得した場合、所定の要件に基づき圧縮記帳が認められる。
3. 業務中の事故で従業員が死亡し、普通傷害保険の死亡保険金が保険会社から従業員の遺族へ直接支払われた場合、法人は死亡保険金相当額を死亡退職金として損金の額に算入することができる。
4. 積立普通傷害保険の満期返戻金と契約者配当金を法人が受け取った場合、いずれも全額を益金の額に算入し、それまで資産計上していた積立保険料の累計額を取り崩して損金の額に算入することができる。

【答え】

1. 適切。

長期の損害保険の保険料を一括払いした場合、保険料は期間の経過に応じて損金算入します。

支払った年度で損金算入できるのは、当該事業年度に係る部分を損金の額に算入することができます。

2. 適切。

圧縮記帳の対象は、固定資産の滅失・損壊に対して保険金を受け取り、同一事業年度内に代替資産を取得した場合です。業務用自動車は固定資産で経理しますので圧縮記帳は可能です。

3. 不適切。

従業員が死亡し、傷害保険の死亡保険金を従業員の遺族が受け取った場合、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。

従業員の遺族へ直接支払われた場合、法人は保険金を受け取らないため経理処理は不要です。

4. 適切。

積立型の損害保険は満期時に満期返戻金を受け取れる貯蓄タイプの保険です。

積立普通傷害保険の満期返戻金と契約者配当金を法人が受け取った場合、原則益金算入します。資産計上されている積立保険料は取崩して損金算入となります。

従って、答えは『3』です。

問題 20

医療保険等の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. がん保険では、がんによる入院により被保険者が受け取る入院給付金は、1回の入院での支払日数に制限はない。
2. 人間ドックの受診で異常が認められ、医師の指示の下でその治療を目的として入院した場合、その入院は、医療保険の入院給付金の支払対象となる。
3. 先進医療特約で先進医療給付金の支払対象とされている先進医療は、契約時点において厚生労働大臣によって定められたものをいう。
4. がん保険では、通常、90日間または3ヵ月間の免責期間が設けられており、その期間中に被保険者ががんと診断確定された場合であっても、がん診断給付金は支払われない。

【答え】

1. 適切。

ガン保険の入院給付金は、入院日数に応じて支払われますが、通常**支払限度日数**は再発や転移に対応できるように**無制限**となっています。

2. 適切。

医療保険の入院給付金は、人間ドック検診や美容目的の入院等、治療目的でない入院は支給対象外です。

人間ドックで**異常が認められて医師の指示で治療入院した場合**には、**支給対象**となります。

3. 不適切。

先進医療特約は、加入後に厚生労働大臣が**承認された先進医療で治療を所定の医療機関にて受けたとき**には、給付金が支払われる特約です。**契約時点ではありません。**

4. 適切。

ガン保険は、保険金・給付金の支払責任の開始までに、**90日間（3カ月）程度の待機期間（免責期間）**があります。**この期間中にガンと診断された場合には、診断給付金を受け取ることはできません。契約は無効になります（支払った保険料は返戻されます）。**

従って、答えは『3』です。

金融

問題21～30

問題 21

わが国のGDP（国内総生産）に関する次の記述の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

内閣府が2020年9月に公表した2019年（暦年・2次速報）の名目GDPは約553兆円である。名目GDPに占める民間最終消費支出の割合は（ア）であり、民間企業設備の割合は（イ）である。また、政府最終消費支出は（ウ）であり、財貨・サービスの輸出よりも（エ）。

1. （ア）約45% （イ）約25% （ウ）約110兆円 （エ）多い
2. （ア）約55% （イ）約25% （ウ）約95兆円 （エ）少ない
3. （ア）約55% （イ）約15% （ウ）約110兆円 （エ）多い
4. （ア）約45% （イ）約15% （ウ）約95兆円 （エ）少ない

【答え】

GDP（国内総生産）とは、一定期間に国内の経済活動で生産された財やサービスなどの付加価値の合計のことです。

GDPの総支出の中で最も大きな割合を占めるのが民間最終消費支出（個人消費）で約50%以上です。

支出構成：消費支出（民間・政府最終消費支出）、投資支出（総固定資本形成・在庫品増加）、海外からの支出（財貨・サービスの輸出入）

民間企業設備の割合は約15%（約83兆円）、政府最終消費支出の割合は約20%（約110兆円）、国外輸出を示す財貨・サービスの輸出（約17%（約95兆円））。

政府最終消費支出は財貨・サービスの輸出よりも多い内需中心の構成となっています。

従って、答えは『3』です。

問題 22

銀行等の金融機関で取り扱う預金の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 期日指定定期預金は、据置期間経過後から最長預入期日までの間で、預金者が指定した日を満期日とすることができる。
2. スーパー定期預金は、預入期間が3年以上の場合、単利型と半年複利型があるが、半年複利型を利用することができるのは法人に限られる。
3. 貯蓄預金は、クレジットカード利用代金などの自動振替口座や、給与や年金などの自動受取口座として利用することができない。
4. デリバティブを組み込んだ仕組預金には、金融機関の判断によって満期日が繰り上がる商品がある。

【答え】

1. 適切。

期日指定定期預金は、1年の据置期間経過後から、最長預入期日までの任意の日を満期日として指定できます。期間は1ヵ月以上3年までが一般的です。なお、金利は1年複利の固定金利です。

2. 不適切。

スーパー定期預金は、3年未満は単利型、3年以上は単利型と複利型の選択で、半年複利は個人のみ利用となりますので、法人ではありません。期間は1ヵ月以上、10年以下が一般的で金利は固定金利です。

3. 適切。

貯蓄預金は、普通預金同様満期はなく、入出金は自由ですが、公共料金などの決済機能はありません。よって、クレジットカード利用代金の自動振替口座や、給与や年金などの自動受取口座は利用できません。

なお、一定額以上の残高がある場合は、普通預金よりも金利は高い。

4. 適切。

仕組預金は、銀行が預入期間の短縮や延長の決定権を持っているので、金融機関の判断によって満期日が繰り上がる商品もあります。また、中途解約はできません（銀行が中途解約に応じた場合、元本割れする可能性があります）。

デリバティブを組み込むことで、通常預金より高い金利が受けられます。

従って、答えは『2』です。

問題 23

株式投資信託の運用手法および運用スタイルに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 株価が現在の資産価値や利益水準などから割安と評価される銘柄に投資する手法は、バリュート投資と呼ばれる。
2. ベンチマークを上回る運用成果を目指す株式投資信託の運用手法は、パッシブ運用と呼ばれる。
3. 各銘柄の投資指標の分析や企業業績などのリサーチによって銘柄を選定し、その積上げによってポートフォリオを構築する手法は、ボトムアップ・アプローチと呼ばれる。
4. マクロ的な環境要因等を基に国別組入比率や業種別組入比率などを決定し、その比率に応じて、個別銘柄を組み入れてポートフォリオを構築する手法は、トップダウン・アプローチと呼ばれる。

【答え】

1. は、適切。

バリュート投資とは、**株価が割安と判断される銘柄に投資**する手法です。P E RやP B Rなどの指標や配当割引モデル等をもとに対象商品を選択します。

2. 不適切。

パッシブ運用とは、**ベンチマークの動きに連動**するよう運用を目指す運用方法です。本問はベンチマークを上回るアクティブ運用のことです。

ベンチマーク：運用成績の基準のことで、日経株価やTOPIXなど。

3. 適切。

ボトムアップ・アプローチとは、**個別企業、個別銘柄の投資指標の分析、リサーチの積上げ**により銘柄を選定し、ポートフォリオ構築を図る運用手法です。

4. 適切。

経済・金利・為替などの**マクロ経済の環境要因から分析**、動向の予測から、資産配分や業種別配分を決め、銘柄を絞り込みます。

従って、答えは『2』です。

問題 24

固定利付債券の利回り（単利・年率）と市場金利の変動との関係に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、手数料、経過利子、税金等については考慮しないものとする。

表面利率が0.2%、償還期限が10年の固定利付債券（以下「債券A」という）が額面100円当たり100円で新規に発行された。発行から5年後、市場金利が上昇したことに伴い、債券Aの最終利回りも0.4%に上昇した。この状況において、債券Aを新規発行時に購入し、発行から5年後に売却した場合の所有期間利回りは（ア）。また、債券Aを新規発行時に購入し、償還まで保有した場合の応募者利回りは（イ）

1. （ア）0.2%よりも低くなる （イ）0.2%よりも高くなる
2. （ア）0.2%よりも高くなる （イ）0.2%で変わらない
3. （ア）0.2%よりも低くなる （イ）0.2%で変わらない
4. （ア）0.2%で変わらない （イ）0.2%よりも低くなる

【答え】

所有期間利回りとは、債権を市場価格で購入し、償還期間前に売却します。その時点での購入価格との収益の割合を示すことを言います。
債券の購入から債券の売却時点までの所有期間で受け取れる利回りの事です。

購入は発行時であっても、発行後であっても構いませんが、満期まで保有せずに途中で売却する事が前提です。

計算式

$$\text{利回り} = \{ \text{表面利率} + (\text{売却金額} - \text{購入価格}) \div \text{所有期間} \} \div \text{購入価格} \times 100$$

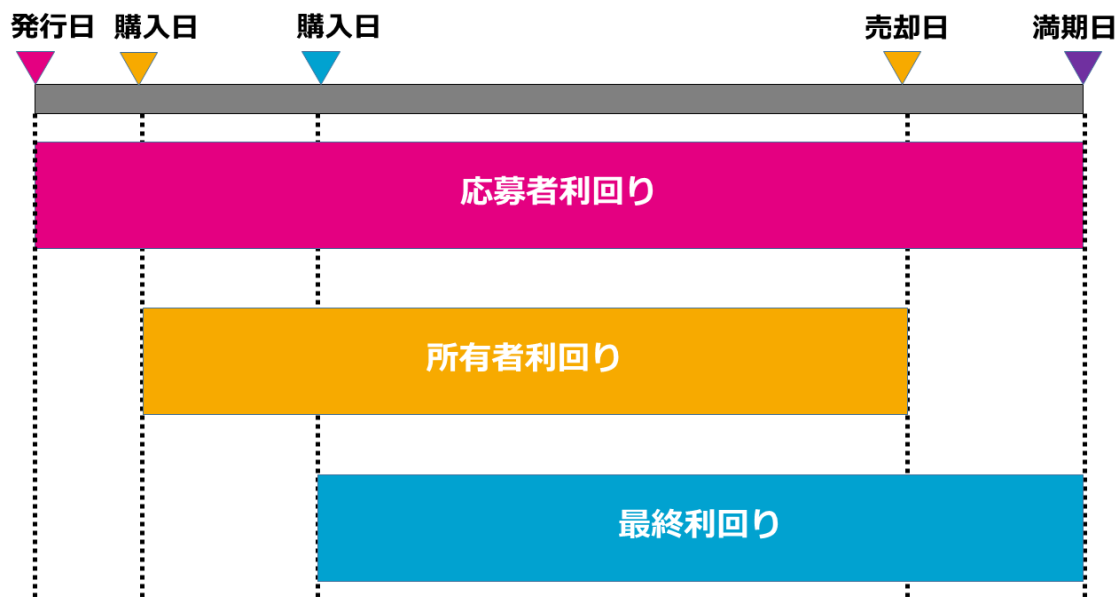
債券の価格は、シーソーの関係で市場金利が上昇すると下落し、市場金利が低下すると上昇します。

本問の場合、表面利率0.2%の債券Aは、市場金利の上昇とともに価格が下落し、5年後時点でその下落した価格で購入し、償還期限である10年後まで所有し続けた場合の最終利回りは0.4%に上昇したとあります。

債券の価格が下落すると、当初の設定利率（表面利率）はそのままです。その債券の最終利回りは上昇します。

ここで、新規発行時から所有していた債券Aを5年後時点で売却する場合、市場金利の上昇とともに債券価格（売却価格）が下落しているため、発行時点よりも安い売却価格となって売却損が発生します。
このため、表面利率0.2%の債券Aは、売却で損が発生する分、表面利率よりも利回りが低くなります。

従って、答えは『3』です。



問題 25

株式市場の各種指数に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. ジャスダック・インデックスは、ジャスダック市場に上場している内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数である。
2. J P X日経インデックス400は、東京証券取引所市場第一部に上場している銘柄のうち、時価総額、売買代金、R O E等を基に選定された400銘柄を対象として算出した指数である。
3. ナスダック総合指数は、米国のナスダック市場に上場している米国株式の30銘柄を対象として算出した指数である。
4. S & P 500種株価指数は、米国のニューヨーク証券取引所に上場している銘柄のうち、時価総額上位の代表的な500銘柄を対象として算出した指数である。

【答え】

1. 適切。

ジャスダック・インデックスは企業向けの新興市場で、東京証券取引所ジャスダック市場上場の内国普通株式全銘柄を対象に算出される指数です。時価総額加重型の株価指数です。

2. 不適切。

J P X日経インデックス400は、東証1部に加え、2部やマザーズ・ジャスダックといった新興市場も含めた東京証券取引所の上場銘柄のうち、ROE・営業利益・時価総額により選定された400銘柄の、市場に流通している浮動株を対象とする、時価総額加重型の株価指数です。

3. 不適切。

ナスダック総合指数は、米国の新興企業を中心とした株価動向を反映する指数です。米国ナスダック市場に上場している米国および米国外の全上場銘柄を時価総額加重平均して算出されている。組入銘柄数は2019年9月末現在、2677銘柄です。

4. 不適切。

S & P 500種株価指数は、アメリカのスタンダード・アンド・プアーズ社が算出する株価指数で、ニューヨーク証券取引所・アメリカン証券取引所・ナスダックに上場している企業（銘柄）のうち、代表的な500銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。

従って、答えは『1』です。

問題 26

外国株式の取引の一般的な仕組みや特徴に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 国外の証券取引所に上場している外国株式であっても、国内店頭取引により売買するのであれば、あらかじめ外国証券取引口座を開設する必要はない。
2. 海外委託取引（外国取引）とは、国外の証券取引所に上場している外国株式を証券会社を通じて、国外の証券取引所で売買する取引をいう。
3. 国内の証券取引所に上場している外国株式を国内委託取引により売買した場合の受渡日は、国内株式と異なり、売買の約定日から2営業日目である。
4. 国内の証券会社が保護預かりしている一般顧客の外国株式は、日本投資者保護基金による補償の対象とならない。

【答え】

1. 不適切。

外国株式とは、海外の企業が発行する株式のことで、取引を行う場合は、**外国証券口座を開設しなければなりません。**

取引方法には3種類あります。

- ・ 国内委託取引：日本の取引所に上場している外国株式
(円で売買)
- ・ 国内店頭取引：国内証券取引所との間で直接、外国株式を相対で
売買する方法
- ・ 外国取引：証券会社を通じて海外取引所に注文を取り次いでも
らう方法

2. 適切。

海外委託取引（外国取引）とは**証券会社を通じて海外取引所に注文を取り次いでもらう方法**です。

海外委託取引では、**海外の取引所に上場している外国企業の株式を現地通貨建て取引**します。

3. 不適切。

外国株式を国内委託取引により売買した場合の受渡日は、**国内株式同様、約定日を含めて3営業日です。**（2019年7月16日以後の取引より、約定日含め4営業日から3営業日に変更されています）

4. 不適切。

国内の証券会社に預託した外国株式や外貨建てMMFは、**投資者保護基金の補償対象となります。**なお、銀行は投資者保護基金に加入はできない**証券会社の預金保険制度のこと**です。

従って、答えは『2』です。

問題 27

ポートフォリオ理論に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 国内株式のポートフォリオにおいて、組入れ銘柄数を増やすことにより、システマティック・リスクを低減することができる。
2. 異なる2資産からなるポートフォリオにおいて、2資産間の相関係数が -1 である場合、ポートフォリオを組成することによる分散投資の効果（リスクの低減）は得られない。
3. ポートフォリオの期待収益率は、組み入れた各資産の期待収益率を組入比率で加重平均した値となる。
4. ポートフォリオのリスクは、組み入れた各資産のリスクを組入比率で加重平均した値よりも大きくなる。

【答え】

1. 不適切。

システマティック・リスクとは、「市場関連リスク」や「分散不能リスク」とも呼ばれ、分散投資を行っても消去しきれないリスクをいいます。

一般に個別証券のリスクを評価する場合、マーケット全体の影響を受けるリスク部分（システマティックリスク）と、その証券独自のリスク部分（非システマティックリスク）に分けて、リスクの度合いを測ることができます。

証券投資において、ポートフォリオに含まれる銘柄の数を増やしていくと全体のリスクは軽減されていきますのでアンシステマティックリスク（非市場リスク）は低減可能ですが、システマティックリスク（市場リスク）を低減できません。

2. 不適切。

相関係数とは、ポートフォリオに組み入れた各資産の変動の関連性の強弱を表す指数です。数値は「1」から「-1」の値をとります。

相関係数「1」

2つの資産が正の相関で同じ値動きなので分散投資の意味がありません。

相関係数「-1」

2つの資産は完全に負の相関で2つは逆の値動きなので-1に近づくほど、ポートフォリオのリスク低減効果は高くなります。

相関係数「0」

2つの資産の間には全く相関関係はありません。

3. 適切。

ポートフォリオの期待収益率 = (各資産の期待収益率 × 組入比率) の総和です。

期待収益率は、各資産の期待収益率に投資している組入比率を加味して平均（加重平均）した値となります。

各資産の期待収益率の単純な平均ではありません。

4. 不適切。

ポートフォリオのリスクは、組入資産間の相関係数が 1 でない限り、組入資産のリスクの加重平均を下回り（リスク軽減効果）、組入資産間の相関係数が 1 のときはリスクの加重平均と等しくなります。

従って、答えは『3』です。

問題 28

一般NISA（非課税上場株式等管理契約に係る少額投資非課税制度）およびつみたてNISA（非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

なお、本問においては、一般NISAにより投資収益が非課税となる勘定を一般NISA勘定といい、つみたてNISAにより投資収益が非課税となる勘定をつみたてNISA勘定という。

1. 2020年に一般NISA勘定を通じて上場株式を購入した場合であっても、2021年に別の金融機関に一般NISA勘定を設定することができる。

2. 2021年中に一般NISA勘定を通じて新規購入することができる限度額（非課税枠）は、120万円である。

3. つみたてNISA勘定を通じて購入することができる金融商品は、所定の要件を満たす公募株式投資信託やETF（上場投資信託）であり、長期の積立・分散投資に適した一定の商品性を有するものに限られている。

4. 一般NISA勘定やつみたてNISA勘定を通じて購入した公募株式投資信託等に譲渡損失が生じた場合、その損失の金額は、特定口座や一般口座で生じた上場株式等に係る譲渡益の金額と損益の通算をすることができる。

【答え】

1. は、適切。

一般NISA口座やつみたてNISA口座は、1年単位で開設する金融機関の変更が可能です、NISA口座に上場株式等を受け入れていない場合のみです。

2. は、適切。

一般NISA口座の利用限度額（非課税枠）は一人年間120万円です。

3. は、適切。

つみたてNISAは、長期の積立・分散投資に適している等の一定の要件を満たす株式投信・ETFが対象です。

4. 不適切。

NISAとは少額投資非課税制度ですので損益通算はできません。

NISA口座内で発生した譲渡損失は、同じNISA口座内や他の一般口座・特定口座内の、上場株式等の配当金等や譲渡益と通算できません。同じNISA口座内での譲渡益や配当金も通算されません。

従って、答えは『4』です。

問題 29

金融商品の販売等に関する法律（以下「金融商品販売法」という）、消費者契約法および金融商品取引法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品販売法では、金融商品販売業者等は重要事項の説明義務違反によって生じた顧客の損害を賠償する責任を負うとされ、当該顧客は説明義務違反を立証すれば、その説明義務違反と損害発生との因果関係を立証する必要がない。
2. 金融商品販売法が規定する金融商品の販売において、金融商品販売法と消費者契約法の両方の規定を適用することができる場合は、消費者契約法が優先して適用される。
3. 消費者契約法では、事業者の一定の行為により、消費者が誤認または困惑した場合、消費者は、消費者契約の申込みまたは承諾の意思表示を取り消すことができるとされている。
4. 金融商品取引法では、有価証券のデリバティブ取引のほか、通貨・金利スワップ取引も適用の対象とされている。

【答え】

1. 適切。

業者が重要事項の説明を怠ったことによる顧客の損害については、金融商品販売法により、損害賠償請求することができます。その際の賠償額は元本欠損相当額（元本割れ相当額）であり、顧客側には業者が説明義務に違反したことの立証責任が生じます。ただし、説明義務違反と損害発生との因果関係を立証する必要はありません。

2. 不適切。

金融商品販売法では業者は元本割れの金額について損害賠償の責任を負います。消費者契約法では消費者は契約取り消し（契約締結から原則5年以内）ができます。このため、金融商品販売法と消費者契約法の両方の規定に抵触する場合、両方の規定が適用されます。

3. 適切。

消費者契約法により、契約の取消しができるのは、消費者が間違いを気づいた時から1年もしくは契約時から5年以内のどちらか早い時期までです。業者によって消費者が誤認・困惑した上での契約は、消費者契約法により、取消可能です。

4. 適切。

金融商品取引法の規制対象は、投資性のある金融商品（債券・株式・投信・デリバティブ等）で、有価証券だけでなく、FXや通貨・金利スワップ取引、天候デリバティブなどの幅広いデリバティブ取引が規制対象です。

従って、答えは『2』です。

問題 30

下記の表は、財務省の貿易統計に基づくわが国の過去3年間の輸出相手国上位5カ国の推移（年ベース）と輸入相手国上位5カ国の推移（年ベース）を示したものである。表中の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

輸出相手国上位5カ国の推移（年ベース）

順位	2017年	2018年	2019年
1	(イ) 15兆1,135億円	(ア) 15兆8,977億円	(イ) 15兆2,545億円
2	(ア) 14兆8,897億円	(イ) 15兆4,702億円	(ア) 14兆6,819億円
3	韓国 5兆9,752億円	韓国 5兆7,926億円	韓国 5兆438億円
4	台湾 4兆5,578億円	台湾 4兆6,792億円	台湾 4兆6,885億円
5	香港 3兆9,741億円	香港 3兆8,323億円	香港 3兆6,654億円

輸入相手国上位5カ国の推移（年ベース）

順位	2017年	2018年	2019年
1	中国 18兆4,593億円	中国 19兆1,937億円	中国 18兆4,537億円
2	米国 8兆903億円	米国 9兆149億円	米国 8兆6,402億円
3	(ウ) 4兆3,650億円	(ウ) 5兆528億円	(ウ) 4兆9,576億円
4	韓国 3兆1,527億円	(エ) 3兆7,329億円	韓国 3兆2,271億円
5	(エ) 3兆1,150億円	韓国 3兆5,505億円	(エ) 3兆158億円

1. (ア) 中国 (イ) 米国 (ウ) オーストラリア (エ) サウジアラビア
2. (ア) 中国 (イ) 米国 (ウ) タイ (エ) ドイツ
3. (ア) 米国 (イ) 中国 (ウ) タイ (エ) アラブ首長国連邦
4. (ア) 米国 (イ) 中国 (ウ) シンガポール (エ) ドイツ

【答え】

日本の輸出相手国のうち、大きな割合を占めているのが中国とアメリカで、両国で4割近くを占めています。
輸入相手国としても3割以上を占めています。

米中以外の輸入相手国のうち、大きな割合を占めているのがオーストラリア・韓国・サウジアラビアです。

オーストラリアからは主に石炭・石油ガス類・鉄鉱石
サウジアラビアからは主に原油を輸入
韓国からは機械・輸送機器、鉄鋼・非鉄製品等を主に輸入

貿易統計は、財務省が日本の輸出入動向を把握する統計表です。

従って、答えは『1』です。

タックス 問題31～40

問題 31

所得税の基本的な仕組みに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 所得税の納税義務者は、日本国籍を有する個人および国内に本社・本店を有する法人のみである。
2. 所得税は、納税者に住所地のほか、居所や事業所がある場合には、税務署長に届出書を提出することなく、その居所や事業所の所在地を納税地とすることができる。
3. 各種所得の金額の計算上、収入金額には、原則として、その年において収入すべき金額である未収の収入も計上しなければならない。
4. 所得税は、納税者が申告をした後に、税務署長が所得や納付すべき税額を決定する賦課課税方式を採用している。

【答え】

1. 不適切。

所得税の納税義務者は、実質的に所得を得た個人で、国籍は問われません。また、例外として法人も納税義務者となる場合もあり、内国法人（国内に所在する法人）と外国法人（内国法人以外の法人）に分類されて課税範囲が定められています。

個人の納税義務者には居住者（永住者・非永住者）、非居住者に区分されます。

2. 不適切。

所得税の納税地は原則として住所地となります。住所地のほかに居所や事業所がある場合には、本来の納税地を所轄する税務署長に届出書を提出する必要があります。納税地の特例として、居所や事業所を納税地とすることが可能です。

3. は、適切。

所得税における各種所得の金額の計算上、その年において収入すべき金額である未収の収入も計上しなければなりません。収入があったとみなされ、収入として計上します。（発生主義）

4. は、不適切。

所得税は、納税者本人が税額を計算し、申告納付する申告納税方式です。

賦課課税方式とは国や地方公共団体が納税額を計算し、納税者に通知し、納税者が税金を納める方式：個人住民税、固定資産税など。

従って、答えは『3』です。

問題 32

所得税における各種所得に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 給与所得の金額は、「(給与等の収入金額－給与所得控除額) × 1/2」の算式により計算される。

2. 退職所得の金額(特定役員退職手当等に係るものを除く)は、「(退職手当等の収入金額－退職所得控除額) × 1/2」の算式により計算される。

3. 公的年金等以外のものに係る雑所得の金額は、「(公的年金等以外の雑所得に係る総収入金額－必要経費) × 1/2」の算式により計算される。

4. 一時所得の金額は、「(一時所得に係る総収入金額－その収入を得るために支出した金額の合計額－特別控除額) × 1/2」の算式により計算される。

【答え】

1. 不適切。

給与所得＝給与収入－給与所得控除となります。

令和2年分以降給与所得控除は、収入が162.5万円まで55万円となりました（65万円→55万円）

2. は、適切。

退職所得＝(退職収入－退職所得控除)×1/2 です。

退職所得控除は勤務年数により異なります。

3. 不適切。

公的年金等以外の雑所得＝年金以外の雑収入の合計－必要経費 です。

4. 不適切。

一時所得＝収入額－収入を得るために支出した額－特別控除50万円

総所得金額を計算する際に、一時所得はその2分の1が合算対象です。

従って、答えは『2』です。

問題 33

Aさんの2020年分の所得の金額が以下のとおりであった場合の所得税における総所得金額として、最も適切なものはどれか。

なお、記載のない事項については考慮しないものとし、▲が付された所得の金額は、その所得に損失が発生していることを意味するものとする。

不動産所得の金額 500万円

事業所得の金額 ▲50万円（飲食店の経営により生じた損失）

譲渡所得の金額 ▲200万円（ゴルフ会員権の譲渡により生じた損失）

1. 250万円
2. 300万円
3. 450万円
4. 500万円

【答え】

総所得金額は、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額です。

不動産・事業・山林・譲渡所得の損失は、給与所得や一時所得等の他の所得と損益通算できます。

本問の不動産所得、事業所得、譲渡所得は総合課税の対象です。

ただし、ゴルフ会員権の譲渡による譲渡所得の損失200万円は、他の所得と損益通算できません。よって、0円の取り扱いとなります。平成27年4月1日以降は損失が出ても損益通算の対象外となりました。損益通算の対象は事業所得▲50万円です。

総所得金額＝不動産所得500万円－事業所得50万円＋0円＝450万円

従って、答えは『3』です。

問題 34

所得税における所得控除等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 納税者の合計所得金額が2,400万円以下である場合、基礎控除の額は48万円である。
2. 合計所得金額が900万円以下の納税者と生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受ける人および白色申告者の事業専従者である人を除く）の合計所得金額が48万円以下の場合、納税者が適用を受けることができる配偶者控除の額は32万円である。
3. 控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の者を特定扶養親族といい、その者に係る扶養控除の額は58万円である。
4. 給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて計算されるが、収入金額が180万円以下である場合は65万円となり、収入金額が850万円を超える場合は195万円となる。

【答え】

1. 適切。

[令和2年2020年4月1日現在法令等]

納税者本人の合計所得金額

控除額

2,400万円以下

48万円

2,400万円超2,450万円以下

32万円

2,450万円超2,500万円以下

16万円

2,500万円超

0円

住民税の基礎控除は2021年分から43万円になります（2020年分までは33万円）。

2. 不適切。

(令和2年分以降)

		控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の 合計所得金額	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

1,000万円超は控除額0円となります（給与収入だけなら1,220万円以下なら配偶者控除を受けられます）。

3. 不適切。

控除額は、扶養親族の年齢、同居の有無等により次の表のとおりです。

区分		控除額
一般の控除対象扶養親族（※1）		38万円
特定扶養親族（※2）		63万円
老人扶養親族（※3）	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等（※4）	58万円

- ※1 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上
- ※2 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満
- ※3 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上
- ※4 同居老親等とは、老人扶養親族のうち、納税者又はその配偶者の直系の尊属（父母・祖父母など）で、納税者又はその配偶者と普段同居

病気の治療のため入院していることにより納税者等と別居している場合は同居とみなされますが、老人ホーム等へ入所している場合には、その老人ホームが居所となり、同居しているとはいえません。

4. は、不適切。

令和2年分以降 給与所得控除額

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%-100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円 (上限)

(注) 同一年分の給与所得の源泉徴収票が2枚以上ある場合には、それらの支払金額の合計額により適用します。

給与収入162.5万円以下の場合に下限55万円

給与収入850万円超の場合に上限195万円となります。

基礎控除の10万円分引き上げに伴って給与所得控除は10万円引き下げとなり、さらに上限となるラインも引き下げられました。

従って、答えは『1』です。

令和2年分の
所得税確定申告から

青色申告特別控除額 基礎控除額 が変わります!!

平成30年度税制改正での主な変更点は、次のとおりです。

◆改正1 個人の方の所得税について

- ・青色申告特別控除額が変わります！（現行 65万円⇒改正後 55万円）
- ・基礎控除額が変わります！（現行 38万円⇒改正後 48万円）



更に

◆改正2 「（改正後）55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

- ・e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うと、
引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます！

※ 以上の改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

	【現行】	【改正1】	【改正2】
（青色申告特別控除）	65万円	55万円	65万円
（基礎控除）	38万円	48万円	48万円
	合計 103 万円		合計 113 万円

- 10万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様となります。
- 改正2の適用を受けるための要件等は、裏面でご紹介していますのでご覧ください！



問題 35

住宅を新築または取得した場合の所得税における住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 住宅ローン控除の適用を受けようとする者のその年分の合計所得金額は、3,000万円以下でなければならない。
2. 住宅ローン控除の対象となる家屋は、床面積が50m²以上であり、その2分の1以上に相当する部分がもっぱら自己の居住の用に供されるものでなければならない。
3. 給与所得者が住宅ローン控除の適用を受けようとする場合、最初の年分については年末調整の対象者であっても確定申告しなければならない。
4. 住宅ローン控除の適用を受けるためには、その対象となる家屋を新築または取得した日から3ヵ月以内に自己の居住の用に供さなければならない。

【答え】

1. 適切。

住宅ローン控除を受けるには、その年の合計所得金額が3,000万円以下である必要があります。

2. 適切。

住宅ローン控除を受けるには、家屋の床面積が50㎡以上の居住用住宅で、店舗併用の場合は床面積の2分の1以上が自己の居住用である必要があります。

3. は、適切。

給与所得者が住宅ローン控除を受ける場合、最初の年分は確定申告が必要です。

翌年分からは必要書類を勤務先に提出することで年末調整されます。

4. は、不適切。

住宅ローン控除を受けるには、取得または増改築後6ヶ月以内に入居し、控除適用を受ける年の12月31日まで引き続き居住している必要があります。

従って、答えは『4』です。

問題 36

次のうち、青色申告者のみが適用を受けることができる所得税の青色申告の特典として、最も不適切なものはどれか。

1. 納税者と生計を一にする親族（15歳未満である者を除く）でもっぱらその納税者の営む事業に従事する者に対して支払った所定の給与の全額必要経費算入
2. 純損失の繰戻還付
3. 雑損失の繰越控除
4. 棚卸資産の低価法による評価の選択

【答え】

1. 適切。

青色申告することで、青色事業専従者給与として、同一生計の配偶者や親族に支払った給与を必要経費に算入できます。
その納税者の営む事業にもっぱら従事する者です。

2. 適切。

純損失が発生した場合、前年も青色申告をしていれば前年分の所得と通算し、繰戻還付が可能です。

(2年以上前の所得への繰り戻しは不可)

純損失の金額は翌年以降3年間（法人は10年間）の繰越控除を受けることができます。

3. 不適切。

雑損失の繰越控除は、青色・白色申告関係なく、災害等による住宅や家財等の損失額を、その年の所得金額から雑損控除として控除しきれない損失額を3年間繰り越すことができる制度です。

4. 適切。

棚卸資産の評価方法として低価法を選択できます。

低価法：取得原価と時価を比較していずれか低い価額を棚卸資産の期末評価額とする方法。売却前に、資産の時価減少を損益に反映することができます。

従って、答えは『3』です。

問題 37

法人税の基本的な仕組み等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、法人はいずれも内国法人（普通法人）であるものとする。

1. 法人税における事業年度とは、法令または定款等により定められた1年以内の会計期間がある場合にはその期間をいう。
2. 新たに設立された法人が、その設立事業年度から青色申告の適用を受けるためには、設立の日以後3ヵ月経過した日と当該事業年度終了の日のいずれか早い日の前日までに、「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
3. 法人は、その本店の所在地または当該代表者の住所地のいずれかから法人税の納税地を任意に選択することができる。
4. 期末資本金の額等が1億円以下の一定の中小法人に対する法人税の税率は、所得金額のうち年800万円以下の部分については軽減税率が適用される。

【答え】

1. は、適切。

法人税における事業年度とは、法令や定款等の定めによる会計期間を事業年度とします。原則1年、1年未満も可能です。

2. 適切。

法人の場合、青色申告承認申請書を、事業年度開始日の前日までに提出しなければなりません。ただし、新設法人の青色申告承認申請は、法人設立日以後3ヶ月を経過した日と第1期目の事業年度の終了日のうち、早い日の前日までに、青色申告承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

3. 不適切。

内国法人の場合は、原則として本店または主たる事務所の所在地が納税地です。代表者の住所地が別にあったとしても、納税地として選択することはできません。

外国法人の場合は、国内の支店等の施設があれば、その支店等の所在地が納税地となります。

4. は、適切。

期末資本金の額等が1億円以下の法人の場合は、年間800万円以下の所得については軽減税率が適用されます。2021年3月末までに開始する事業年度においては特例で、税率は15%になっています。

[令和2年4月1日現在法令等]

区分				適用関係（開始事業年度）		
				平28.4.1以後	平30.4.1以後	平31.4.1以後
普通法人	資本金 1 億円以下の法人など （注 1）	年800万円以下 の部分	下記以外の法人 適用除外事業者	15%	15%	15%
						19%（注 2）
		年800万円超の部分		23.40%	23.20%	23.20%
	上記以外の普通法人			23.40%	23.20%	23.20%

従って、答えは『3』です。

問題 38

消費税の簡易課税制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 簡易課税制度を選択することができるのは、基準期間における課税売上高が1億円以下の事業者である。
2. 簡易課税制度の適用を初めて受けるためには、原則として、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長に提出しなければならない。
3. 簡易課税制度を選択した事業者は、事業を廃止等した場合を除き、原則として、2年間は簡易課税制度の適用を継続しなければならない。
4. 簡易課税制度の選択を取りやめる場合は、原則として、その適用を取りやめようとする課税期間の初日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を所轄税務署長に提出しなければならない。

【答え】

1. 不適切。

消費税の簡易課税制度は、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が簡易課税制度選択届出書を税務署長の届け出することで適用を受けられます。

2. は、適切。

消費税の簡易課税制度の適用を受けるには、適用を受ける課税期間の開始日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することが必要です。

ただし、新たに事業を開始した場合には、事業開始の課税期間の末日までに提出すれば、その課税期間から効力が生じ、簡易課税事業者とすることができます。

3. 適切。

消費税の簡易課税制度を選択した場合、事業廃止、災害等を除き、2年間以上継続しなければなりません。

4. 適切。

消費税の簡易課税制度の適用を取りやめるには、適用を取りやめる課税期間の開始日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することが必要です。

従って、答えは『1』です。

問題 39

会社と役員間の取引に係る所得税・法人税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 役員が所有する土地を無償で会社に譲渡した場合、その適正な時価の2分の1相当額が会社の受贈益として益金の額に算入される。
2. 会社が所有する土地を適正な時価よりも低い価額で役員に譲渡した場合、その適正な時価と譲渡価額との差額が役員の給与所得の収入金額に算入される。
3. 役員が会社の所有する社宅に無償で居住している場合であっても、通常の賃貸料相当額が役員の給与所得の収入金額に算入されることはない。
4. 役員が会社は無利息で金銭の貸付けを行った場合、原則として、通常収受すべき利息に相当する金額が役員の雑所得の収入金額に算入される。

【答え】

1. は、不適切。

役員が所有する土地を無償、低額譲渡で会社に譲渡した場合は、会社の取り扱いとしては、時価との差額を受贈益として計上します。

無償の場合は時価＝受贈益となります。

役員の取り扱いは、時価の1/2未満で譲渡→時価額が譲渡収入
時価1/2以上で譲渡→譲渡価額が収入となります。

2. 適切。

会社が所有する土地を適正な時価よりも低い価額で役員に譲渡した場合、会社の取り扱いは、時価との差額を役員給与とし、損金算入します。役員の取り扱いは、時価との差額を役員給与とし、所得税が課税されます。

3. 不適切。

役員が会社の所有する社宅に無償で居住している場合、本来徴収されるはずの通常の賃貸料相当額が、給与所得として課税されます。会社は損金算入、役員は役員給与として所得税が課税されます。

4. は、不適切。

役員が会社が無利息で金銭の貸付けを行った場合、会社は経理処理不要、役員は課税関係はなしとなります。無利子での貸付でも課税はされません。

従って、答えは『2』です。

問題 40

決算書に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 貸借対照表の現金残高がマイナスになることはない。
2. 貸借対照表の資産の部の合計額は、負債の部および純資産の部の合計額と一致する。
3. 損益計算書の売上総利益は、売上高から売上原価を差し引いて算出する。
4. 損益計算書の営業利益は、売上総利益に営業外損益を加算・減算して算出する。

【答え】

1. 適切。

貸借対照表の現金残高は、実際に今現在ある現金の残高ですので帳簿上でマイナスにはなりません。

＜貸借対照表の現金＜実際の現金になっている時＞

- ・現金の売上がダブっている
- ・現金経費、現金給与の支払い(未払費用、未払金)、現金仕入支払いが漏れている

＜貸借対照表の現金＞実際の現金になっている時＞

- ・現金の売上が漏れている
- ・現金払い、クレカ払い、預金払いなどの経費がダブっている

2. 適切。

貸借対照表の資産の部の合計額は、負債の部と純資産の合計額と、必ず一致します（**資産＝負債＋純資産**）。

3. 適切。

売上総利益（粗利）＝売上高－売上原価です。

4. 不適切。

営業利益は、会社の本業の利益です。

営業利益＝売上高－売上原価－販売費・一般管理費

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・売上総利益＝売上高－売上原価・営業利益＝売上総利益－販売費および一般管理費・経常利益＝営業利益＋営業外収益－営業外費用・税引前当期利益＝経常利益＋特別利益－特別損失・当期利益（純利益）＝税引前当期利益－法人税等 |
|--|

従って、答えは『4』です。

不動産

問題41～50

問題 41

不動産の登記に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 同一の不動産について二重に売買契約が締結された場合、譲受人相互間においては、売買契約の締結の先後にかかわらず、原則として、所有権移転登記を先にした者が当該不動産の所有権の取得を対抗することができる。
2. 不動産の登記事項証明書の交付を請求することができるのは、当該不動産に利害関係を有する者に限られる。
3. 区分建物を除く建物に係る登記記録において、床面積は、壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積（内法面積）により算出される。
4. 不動産の表示に関する登記を申請する場合、申請人は、原則として、その申請情報と併せて登記原因を証する情報を登記所に提供しなければならない。

【答え】

1. 適切。

民法上、二重譲渡（売主が複数の相手に同じ物件を譲渡すること）は可能です。譲渡を受けた側は、先に登記したほうが所有権を取得することになります。代金支払いの後先に関係はありません。

不動産登記を行えば、第3者に主張できる対抗力があります（本登記）。仮登記では所有権等を第3者に対抗できません。

2. 不適切。

登記事項証明書（登記記録）の交付請求は、手数料を納付すれば誰でも自由に請求できます。登記所に直接出向くだけでなく、郵送やオンラインでも可能です。

3. 不適切。

マンション等の区分建物における専有部分の床面積は、登記記録では内法面積（水平投影面積）で表示されていますが、一戸建て等の建物の床面積は、登記記録では壁芯面積で表示されています。

4. 不適切。

不動産登記のうち、権利に関する登記を申請する場合には、売買契約書等の登記原因証明情報の提供が必要です。表示に関する登記を申請する場合には、登記原因証明情報の提供は不要です。

従って、答えは『1』です。

問題 42

土地の価格に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1．地価公示法による公示価格は、毎年1月1日を標準地の価格判定の基準日としている。

2．都道府県地価調査の標準地の標準価格は、毎年7月1日を価格判定の基準日としている。

3．固定資産税評価額は、原則として、市町村長が固定資産評価基準により決定する。

4．評価替えの基準年度における宅地の固定資産税評価額は、前年の地価公示法による公示価格等の80%を目途として評定されている。

【答え】

1. 適切。

公示地価は、所管は国土交通省。基準日は毎年1月1日。発表時期は毎年3月下旬に土地鑑定委員会が公表します。

2. 適切。

基準地標準価格（基準地価）は、所管は都道府県。基準日は毎年7月1日。毎年9月下旬に都道府県知事が公表するものです。公示価格の補完的価格となります。

3. 適切。

固定資産税評価額は、所管は市区町村。基準日は1月1日（3年毎見直し）。固定資産税や都市計画税を算出する基礎となるものです。評価額は公示価格の7割程度です。

4. 不適切。

固定資産税評価額は、固定資産税や都市計画税を算出する基礎となるもので、3年ごとの基準年度前年の、1月1日時点の評価額で公示価格の7割程度です。

従って、答えは『4』です。

問題 43

借地借家法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本問においては、同法第22条の借地権を一般定期借地権といい、同法第22条から第24条の定期借地権等以外の借地権を普通借地権という。

1. 普通借地権の当初の存続期間は原則として30年以上とされているが、居住の用に供する建物の所有を目的とするときは、その存続期間を20年とすることができる。
2. 普通借地権の当初の存続期間が満了する場合、借地上に建物が存在しなくても、借地権者が借地権設定者に契約の更新を請求したときは、従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなされる。
3. 一般定期借地権において、契約の更新および建物の築造による存続期間の延長がなく、建物等の買取りの請求をしないこととする旨を定める特約は、公正証書による等書面によってしなければならない。
4. 事業の用に供する建物の所有を目的とするときは、一般定期借地権を設定することができない。

【答え】

1. 不適切。

普通借地権の当初の存続期間は原則として30年以上、期間を定めない場合や30年より短い期間を定めた場合の存続期間は30年とみなされます。

2. 不適切。

普通借地権の存続期間満了後、借地人が契約の更新を請求すると、建物がある場合に限り、契約を更新したものとみなされ、更新前の契約と同一条件で更新されます。建物が無い場合は更新されません。

3. 適切。

一般定期借地権の契約方式は書面で行います。公正証書以外でも可能です。なお、事業用定期借地では必ず公正証書で行わなければなりません。

4. 不適切。

一般定期借地権は、利用目的に制限はないため、居住用・事業用どちらも設定可能です（建物譲渡特約付借地権も同様）。

従って、答えは『3』です。

問題 44

借地借家法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本問においては、同法第38条による定期建物賃貸借契約を定期借家契約といい、それ以外の建物賃貸借契約を普通借家契約という。また、記載のない事項については考慮しないものとする。

1. 普通借家契約において存続期間を6ヵ月と定めた場合、その存続期間は1年とみなされる。
2. 普通借家契約において、賃借人は、その建物の賃借権の登記がなくても、引渡しを受けていれば、その後その建物について物権を取得した者に賃借権を対抗することができる。
3. 定期借家契約は、契約当事者の合意があっても、存続期間を6ヵ月未満とすることはできない。
4. 定期借家契約は、公正証書によって締結しなければならない。

【答え】

1. 不適切。

普通借家契約では、1年未満の期間を設定すると、期間の定めのない契約となります。なお、契約は口頭でも書簡でも可能です。

2. 適切。

賃借権の登記をしていなくても、借主が既に入居していれば、貸主が変わっても、引き続き借主として入居することができます。
(建物の賃借権を対抗できます)

3. 不適切。

定期借家契約では契約期間の制限はなく、1年未満の契約期間も認められます。

定期借家契約で契約期間が1年以上の場合、貸主は期間満了の1年前から6ヶ月前までの間に借主に対して期間満了で賃貸借が終了する旨を通知する必要があります。

4. は、不適切。

定期借家契約は書面によって行うことが必要ですが、公正証書でなくても可能です。書面であれば認められます。

従って、答えは『2』です。

問題 45

都市計画法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 都市計画区域内において、用途地域が定められている区域については、防火地域または準防火地域のいずれかを定めなければならない。
2. 市街化区域については用途地域を定め、市街化調整区域については原則として用途地域を定めないとされている。
3. 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされている。
4. 三大都市圏の一定の区域や一定の大都市の都市計画区域においては、都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めるものとされている。

【答え】

1. 不適切。

防火地域や準防火地域は、都市計画区域内において、用途地域の内外を問わず指定されています。

2. 適切。

市街化区域では必ず用途地域が定められますが、市街化調整区域は市街化を抑制する区域のため、用途地域は原則として定められていません。

3. 適切。

市街化区域は「すでに市街地を形成している区域」および「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」です。

4. 適切。

都市計画区域には線引き区域（市街化区域と市街化調整区域）・非線引き区域があります。

ただし、三大都市圏の一定の区域や一定の大都市の都市計画区域では非線引き区域は認められず、都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定める必要があります。

従って、答えは『1』です。

問題 46

都市計画区域および準都市計画区域内における建築基準法の規定に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 建築物の敷地は、原則として、建築基準法に規定する道路に 2 m 以上接していなければならない。
2. 工業の利便を増進するため定める地域である工業専用地域内には、原則として、住宅を建てることはできない。
3. 敷地の前面道路の幅員が 12 m 未満である建築物の容積率は、原則として、前面道路の幅員により定まる容積率と都市計画で定められた容積率とのいずれか低い方が上限となる。
4. 防火地域内に耐火建築物を建築する場合は、建蔽率および容積率の双方の制限について緩和措置の適用を受けることができる。

【答え】

1. 適切。

建築物の敷地は、**接道義務**があり、**幅員4m以上の道路に2m以上接して**いる必要があります。

2. 適切。

用途地域のうち、工業地域には住宅・店舗等も建築できますが、**工業専用地域には、住宅・飲食店・学校・病院等は建築不可**です。

3. 適切。

前面道路の**幅員12m未満の場合**、建築物の容積率は、以下のうちいずれか小さい方が上限となります。

住居系の地域の場合 ： $\text{前面道路幅} \times 4 / 10$ と指定容積率

住居系以外の地域の場合： $\text{前面道路幅} \times 6 / 10$ と指定容積率

4. 不適切。

防火地域や準防火地域内において耐火建築物を建築する場合、**建ぺい率の10%緩和を受けることができますが、容積率の制限は緩和されません。**

建ぺい率は一定の条件に該当すれば上限が緩和されますが、容積率は原則として緩和されることはありません。

従って、答えは『4』です。

問題 47

建物の区分所有等に関する法律に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 区分所有建物ならびにその敷地および附属施設の管理を行うための区分所有者の団体（管理組合）は、区分所有者全員で構成される。
2. 区分所有建物のうち、構造上の独立性と利用上の独立性を備えた建物の部分は、区分所有権の目的となる専有部分であり、規約によって共用部分とすることはできない。
3. 規約を変更するためには、区分所有者および議決権の各 5 分の 4 以上の多数による集会の決議が必要となる。
4. 集会の招集の通知は、規約で別段の定めをしない限り、開催日の少なくとも 1 ヶ月前に会議の目的たる事項を示して各区分所有者に発しなければならない。

【答え】

1. 適切。

区分所有法により、分譲マンション等の区分所有者は、所有者自身の意思に関わらず、区分所有者の団体（管理組合）の構成員となります。管理組合とは区分所有者が全員で建物や敷地の管理を行うためにつくる団体です。

2. 不適切。

区分所有法では、建物の専有部分とは、構造上の独立性と利用上の独立性を備えた部分としていますが、規約によって共用部分とすることができます。

3. は、不適切。

規約の設定・変更・廃止は、区分所有者および議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議が必要となります。議決権の各5分の4以上の多数による集会の決議が必要となるのは立て替えを行う場合です。

4. 不適切。

区分所有法により、集会を招集する場合には、開催日の少なくとも1週間前に、会議目的を示して各区分所有者に集会の招集を通知する必要があります。

区分所有建物の管理者は少なくとも年1回以上は集会を招集しなければなりません

従って、答えは『1』です。

問題 48

不動産の取得等に係る税金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 所定の要件を満たす戸建て住宅を新築した場合、不動産取得税の課税標準の算定に当たっては、1戸につき最高1,500万円を価格から控除することができる。

2. 土地の所有権を等価交換方式による全部譲渡により取得した場合は、原則として、取得者に対して不動産取得税は課されない。

3. 不動産に抵当権設定登記をする際の登録免許税の課税標準は、債権金額（根抵当権の場合は極度金額）である。

4. 不動産の所有権移転登記をする際の登録免許税の税率は、登記原因が相続による場合の方が贈与による場合に比べて高くなる。

【答え】

1. は、不適切。

不動産取得税について、課税標準の特例として、新築住宅（自宅・貸家）を取得する場合、床面積が50㎡以上240㎡以下（貸家の場合40㎡以上）の住宅であれば、固定資産評価額から1戸につき1,200万円を課税標準から控除することができます（長期優良住宅は1,300万円）。なお、中古（自宅のみ）の場合は築年数に応じて100万円～1,200万円まで控除できます。建築後20年（耐火建築は25年）。

2. は、不適切。

不動産取得税とは、土地や建物の購入・贈与、家屋の建築等で不動産を取得した際に課される都道府県が課税する地方税です。等価交換による不動産の取得も不動産取得税の課税対象となります。

3. 適切。

抵当権の設定登記を行う場合の登録免許税において、税率は1,000分の4（0.4%）で、課税標準は固定資産評価額または債権金額（根抵当権の場合は極度額）です。

4. 不適切。

所有権移転登記の登録免許税の税率は、登記原因が贈与・交換・収用等による場合は1,000分の20（2%）、相続による場合は1,000分の4（0.4%）です。贈与＞相続

従って、答えは『3』です。

問題 49

個人が土地を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続により取得した土地を譲渡した場合、その土地の所有期間を判定する際の取得の日は、相続人が当該相続を登記原因として所有権移転登記をした日である。

2. 土地を譲渡した日の属する年の1月1日における所有期間が5年以下の場合には短期譲渡所得に区分され、5年を超える場合には長期譲渡所得に区分される。

3. 土地を譲渡する際に直接要した仲介手数料は、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用に含まれる。

4. 土地の譲渡が長期譲渡所得に区分される場合、課税長期譲渡所得金額に対し、原則として、所得税（復興特別所得税を含む）15.315%、住民税5%の税率により課税される。

【答え】

1. 不適切。

贈与・相続により財産を取得した場合、その取得日・取得費を引き継ぎますので、所有期間を判定する際の取得日は、**被相続人が取得した日がそのまま取得日となります。**

2. 適切。

土地・建物の譲渡所得は、譲渡した年の1月1日に、所有期間が**5年を超える場合は長期譲渡所得(税率20.315%)、5年以下の場合は短期譲渡所得(税率39.63%)となります。**

3. 適切。

譲渡費用とは、譲渡する際に支出した**仲介手数料**・印紙税・登記費用・賃借人への立退料・建物取崩し費用・売却のための広告費用などがあります。

4. 適切。

土地・建物の譲渡所得は、所有期間5年以内の**短期譲渡所得（所得税30.63%・住民税9%）**と、所有期間5年超の**長期譲渡所得（所得税15.315%・住民税5%）**があり、税額は各課税所得にそれぞれの税率を乗じて求めます（復興特別所得税を含む）。

従って、答えは『1』です。

問題 50

不動産の有効活用の手法の一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 定期借地権方式では、土地所有者は土地を一定期間貸し付けることにより地代収入を得ることができ、当該土地上に建設される建物の建設資金を負担する必要がない。
2. 等価交換方式では、土地所有者は、建設資金を負担することなく、出資割合に応じて、建設された建物の一部を取得することができる。
3. 建設協力金方式では、建設する建物を借り受ける予定のテナント等から、建設資金の全部または一部を借り受けてビルや店舗等を建設することとなる。
4. 事業受託方式では、土地所有者が建設資金を負担することなく、土地有効活用の企画、建設会社の選定、土地上に建設した建物の管理・運営等をデベロッパーに任せることができる。

【答え】

1. 適切。

定期借地権方式とは、土地に定期借地権を設定し、**他者に土地を貸すことで有効活用する方法**です。デベロッパーが開発事業を行う。**資金負担者は借地人です**。土地名義は土地所有者、建物は土地の借主名義です。

2. 適切。

等価交換方式とは、**土地所有者が土地を譲渡**し、その土地の上に**デベロッパーが資金負担者**となり、建物を建てる方式です。建築費用と土地代の**出資割合に応じて完成した建物を所有**します。

3. 適切。

建設協力金方式とは、建物は土地所有者が建設し、その**建物に入居予定のテナント等から貸与された保証金や建設協力金を、建設資金の全部または一部に充当して建物を建設する事業方式**です。

4. 不適切。

事業受託方式は、土地所有者は自分の土地を保有したまま**デベロッパーに運営管理を一括して委託し、賃貸事業を行う**。**建設資金の調達だけは土地所有者となります**。
建物は土地所有者名義になり、業務負担ありません。

従って、答えは『4』です。

相続・事業承継

問題51～60

問題 51

贈与に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 民法上、贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方と与える意思表示をすることにより効力が生じ、相手方が受諾する必要はない。
2. 民法上、書面によらない贈与において、いまだその履行がなされていない場合であっても、各当事者が一方的にこれを解除することはできない。
3. 相続税法上、書面によらない贈与における財産の取得時期は、原則として、履行の有無にかかわらず、受贈者が当該贈与を受ける意思表示をした時とされる。
4. 相続時精算課税制度の適用を受けた場合、その適用を受けた年以後は、その特定贈与者からの贈与について暦年課税に変更することはできない。

【答え】

1. 不適切。

贈与とは、贈与する人が自分の財産を贈与される人に無償で与える意思表示し、贈与される人がそれを受諾することで効力が生ずる諾成契約です。お互いの合意によりものです。

2. 不適切。

贈与契約には口頭と書面があります。

口頭：履行前はいつでも一方的に取消が可能で、履行後は取消不可です。

書面：契約成立後は撤回できません。相手方が承諾した場合は撤回できます。

なお、婚姻期間中であれば、第3者の権利を侵害しなければ、どちらか一方からの取消は可能です。

3. 不適切。

書面によらない贈与は、いつでも一方的に取消が可能ですので、取得時期は贈与の履行があったときとなります。また、書面で贈与が行われた場合の贈与財産取得時期は、契約書に記載された効力発生日となります。

4. 適切。

相続時精算課税を選択すると、その適用を受けた年以後は撤回できず、同じ贈与者からの贈与についてはすべて相続時精算課税（一律20%）が適用されますので暦年課税を選択できません。

従って、答えは『4』です。

問題 52

贈与税の非課税財産等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 扶養義務者相互間において生活費または教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち、通常必要と認められるものは、贈与税の課税対象とならない。
2. 個人から受ける社交上必要と認められる香典や見舞金等の金品で、贈与者と受贈者との関係等に照らして社会通念上相当と認められるものは、贈与税の課税対象とならない。
3. 父が所有する土地の名義を無償で子の名義に変更した場合、その土地は、原則として、贈与税の課税対象とならない。
4. 相続または遺贈により財産を取得した者が、相続開始の年において被相続人から贈与により取得した財産は、原則として、相続税の課税価格に算入されるため、贈与税の課税対象とならない。

【答え】

1. 適切。

扶養義務者相互間における通常必要な範囲での生活費や教育費の贈与には、贈与税は非課税となります。

贈与を受けた者が資産運用など行った場合は、課税されます。

2. 適切。

社会通念上相当と認められる香典や見舞金、祝物等は非課税となります。その範囲を超えている場合は贈与税が課される場合もあります。

3. 不適切。

親が所有する土地の名義を、無償で子へ名義変更すると、親が子に土地を贈与したとして贈与税の課税対象となります。

4. 適切。

相続開始前3年以内に贈与された財産は、相続税の課税価格に贈与時の価額で加算されます。贈与税の対象外です。

従って、答えは『3』です。

問題 53

贈与税の計算に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 子が同一年中に父と母のそれぞれから贈与を受けた場合、同年分の子の暦年課税に係る贈与税額の計算上、課税価格から控除する基礎控除額は最高110万円である。

2. 暦年課税に係る贈与税額の計算上、適用される税率は、超過累進税率である。

3. 贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合、贈与税額の計算上、課税価格から配偶者控除額として最高2,500万円を控除することができる。

4. 相続時精算課税制度に係る贈与税額の計算上、適用される税率は、一律20%である。

【答え】

1. 適切。

暦年課税の贈与税の基礎控除は110万円です。1年間に複数の人から贈与を受けた場合、贈与者の人数にかかわらず110万円です。

2. 適切。

暦年課税の贈与税は、所得税と同様に超過累進税率です。

暦年課税制度が1月1日から12月31日の1年間に受け取った贈与財産から基礎控除110万円の残額に対して課税する制度です。

贈与税額＝贈与税の課税価格-110万円×税率

※贈与税の課税価格＝本来分+みなし分-非課税財産

3. 不適切。

贈与税の配偶者控除により、居住用不動産を配偶者から贈与されたとき、贈与税の課税価格から最高2,000万円を控除することができ、暦年課税の基礎控除110万円も控除できます。

贈与税額＝（贈与税の課税価格-110万円）-2,000万円×税率

4. は、適切。

相続時精算課税の適用を受けると、特別控除2,500万円までの贈与には贈与税がかかりませんが、2,500万円を超える部分については一律20%で課税されます。その後も一律20%の税率計算となります。基礎控除110万円は適用されません。

従って、答えは『3』です。

問題 54

遺産分割協議書に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

1. 被相続人が作成した遺言がなく、共同相続された預貯金は、相続開始と同時に当然に法定相続分に応じて分割されるため、相続人が相続預金を引き出す際は、遺産分割協議書を作成する必要はない。
2. 遺産分割協議書の形式は、法律によって特に定められていないため、公正証書以外の書面によっても作成することができる。
3. 遺産の分割について、共同相続人間で協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、原則として、各共同相続人はその分割を家庭裁判所に請求することができる。
4. 遺産を現物分割する場合の遺産分割協議書を作成する場合、対象となる遺産の一部について遺産分割協議が成立していないときであっても、それを除いた遺産についてのみ定めた遺産分割協議書を作成することができる。

【答え】

1. 不適切。

被相続人の預貯金は、遺産分割の対象となっていますので、相続人がその預貯金を引き出す際には、**法定相続分であっても遺産分割協議書が必要**となります。

2018年7月1日より、相続する「各口座毎の預貯金額の3分の1×法定相続分」（金融機関ごとに上限150万円）までは、他の共同相続人の同意無しで遺産分割前に引き出し可能となりました（遺産分割前の払戻し制度）。

2. 適切。

遺産分割協議書の形式は、**定められた書式や作成の期限はありません。公正証書以外の書面によっても作成することができます。**

相続人全員の自署、実印押印、印鑑証明書が必要です。

代償分割する場合は、遺産分割協議書に明記する必要があります。

3. 適切。

協議分割

→**家庭裁判所調停 調停分割** →家庭裁判所の審判 審判分割

共同相続人の間で協議がまとまらない場合、**共同相続人の申立てにより、家庭裁判所の調停**によって分割します。

4. は、適切。

遺産分割協議書を作成する場合、**相続人全員が合意していれば**、遺産の一部について遺産分割協議が成立していないときであっても、**遺産の一部だけを先に分割する一部分割も可能**です。

従って、答えは『1』です。

問題 55

各種金融資産等の相続税評価に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 外貨預金の邦貨換算については、原則として、取引金融機関が公表する課税時期における最終の対顧客直物電信買相場（TTB）またはこれに準ずる相場による。

2. ゴルフ会員権のうち、株式の所有を必要とせず、かつ、譲渡できない会員権で、返還を受けることができる預託金等がなく、ゴルフ場施設を利用して単にプレーができるだけのものについては評価しない。

3. 金融商品取引所に上場されている利付公社債の価額は、発行価額と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額によって評価する。

4. 相続開始時において、保険事故が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、原則として、相続開始時においてその契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額によって評価する。

【答え】

1. 適切。

相続税評価において、外貨建ての財産や海外にある財産の評価は、**課税時期TTBで円換算した価格**で評価されます。

2. 適切。

ゴルフ会員権のうち、株式の所有不要・譲渡不可・返還される預託金無し・ゴルフ場施設の利用のみ、という条件を全て満たすものについては、**相続税・贈与税の課税対象外**です。

取引相場のあるゴルフ会員権は、課税時期の通常取引額×70%となります。預託金がある場合は預託金をプラスします。

3. 不適切。

上場されている利付公社債の相続税価額は、**課税時期の最終価額**＋源泉徴収後の経過利子で計算します。

上場債以外の利付債の場合は、**発行価額**＋源泉徴収後の経過利子で計算します。

4. 適切。

生命保険は、課税時期の解約返戻金相当額となります。よって相続開始時に解約した場合に支払われる解約返戻金額で評価します。

従って、答えは『3』です。

問題 56

相続税における宅地の評価に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 宅地の価額は、その宅地が登記上は2筆の宅地であっても一体として利用している場合は、その2筆の宅地全体を1画地として評価する。
2. 宅地の評価方法には、路線価方式と倍率方式とがあり、どちらの方式を採用するかについては、納税者が任意に選択することができる。
3. 倍率方式によって評価する宅地が不整形地である場合の価額は、原則として、その宅地の固定資産税評価額に一定倍率を乗じた価額に宅地の形状に応じた補正率を乗じて算出する。
4. 二方面に路線がある角地を路線価方式によって評価する場合、それぞれの路線価に奥行価格補正率を乗じた価額を比較し、低い方の路線価が正面路線価となる。

【答え】

1. 適切。

宅地の相続税評価単位は、1画地（利用単位）ごとに評価します。2筆以上の土地でも一体利用している場合は、全体でまとめて1画地として評価されます。一筆の土地を二つ以上に分け、それぞれ一画地として評価することもあります。

2. 不適切。

宅地評価方式には路線価・倍率の2種類方式ありますが、**国税庁が指定した方式**を用います。

路線価方式：市街地にある宅地を評価（1㎡ 1,000円単位）

倍率方式：原則として、路線価が定められていない地域にある宅地を評価。

3. 不適切。

倍率方式では、固定資産税評価額に地域ごとに国税庁が定めた倍率で評価します。

路線価方式は宅地に接する道路の路線価を基準に、宅地の位置や形状など考慮し、補正し、調整します

4. 不適切。

二方面に路線がある角地を路線価方式

評価額＝（正面路線価×奥行価格補正率＋側方路線価×奥行価格補正率×側方路線影響加算率）×面積

正面路線価とは2つの路線のうち奥行価格補正率をそれぞれに掛けた後の路線価の高い方です。

従って、答えは『1』です。

問題 57

宅地および宅地の上に存する権利に係る相続税における評価に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、評価の対象となる宅地は、借地権の取引慣行のある地域にあるものとする。また、宅地の上に存する権利は、定期借地権および一時使用目的の借地権等を除くものとする。

1. Aさんが、借地権の設定に際して通常のコ利金を支払って賃借した宅地の上にAさん名義の自宅を建築して居住していた場合において、Aさんの相続が開始したときには、相続税額のコ算上、その賃借している宅地の上に存するAさんの権利の価額は、借地権として評価する。

2. Bさんが所有する従前宅地であった土地を、車庫などの施設がない青空駐車場として提供していた場合において、Bさんの相続が開始したときには、相続税額のコ算上、その土地の価額は、貸宅地として評価する。

3. Cさんが所有する宅地の上にCさん名義のアパートを建築して賃貸していた場合において、Cさんの相続が開始したときには、相続税額のコ算上、そのアパートの敷地の用に供されている宅地の価額は、貸家建付地として評価する。

4. Dさんが、借地権の設定に際して通常のコ利金を支払って賃借した宅地の上にDさん名義のアパートを建築して賃貸していた場合において、Dさんの相続が開始したときには、相続税額のコ算上、その賃借している宅地の上に存するDさんの権利の価額は、貸家建付借地権として評価する。

【答え】

1. 適切。

借地権とは、自己所有の建物建てる目的で、地主から土地を借りて、使用する権利のことです。建物の評価額とは別に、土地(自用地)の上に建物があること自体を借地権として評価します。

評価額＝自用地評価額×借地権割合　です。

2. 不適切。

土地所有者が、青空駐車場として賃貸している場合、自用地として評価します。貸宅地としては評価しません。

3. 適切。

貸家建付地とは、自分が所有する土地に建築した建物を、他に貸し付けている場合の土地のことです（賃貸アパートなど）

4. 適切。

土地を借りて、その上に貸家を建て、第三者に賃貸しているような場合、貸家の敷地となっている借地権は、貸家建付借地権として評価します。

評価額＝自用地評価額×（1-借地権割合×借家権割合×地帯割合

従って、答えは『2』です。

問題 58

不動産等に係る資産承継対策や納税資金対策に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けるためには、贈与を受けた年の1月1日において、贈与者が60歳以上でなければならない。
2. 配偶者から居住用不動産の贈与を受けた場合において、贈与税の配偶者控除の適用を受けるためには、その配偶者との婚姻期間が10年以上でなければならない。
3. 相続人が代償分割により他の相続人から交付を受けた現金は、贈与税の課税対象となる。
4. 延納の許可を受けた相続税額について、所定の要件を満たせば、延納から物納へ変更することができる。

【答え】

1. 不適切。

「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受ける場合の贈与者には年齢要件はありません。受贈者は贈与を受けた年の1月1日現在で20歳以上です。

2. 不適切。

贈与税の配偶者控除を受けるには、**婚姻期間20年以上**であることが必要です。なお**1年未満の端数は切捨て**られます。

3. は、不適切。

代償財産は、贈与税ではなく、相続税の課税対象です。

4. 適切。

相続税は**金銭一括納付が原則**です。金銭での一括納付が困難な場合は、**不足分については延納や物納による方法が認められています**。延納期間中に利息に相当する**利子税がかかります**。贈与税には物納制度はありません。

所定の要件：延納

・相続税が10万円以下、担保を提供（延納税が100万円未満・延納期間が3年以下は不要）、申告期限までに申告書の提出・税務署長の許可

所定の要件：物納

・延納によっても**金銭一括納付できない場合に限り**、不足額のみ可能、物納適格財産であること、申告期限までに申告書の提出・税務署長の許可

従って、答えは『4』です。

問題 59

純資産価額方式による自社株式の評価上、不動産の取得や有効活用による株価の引下げ効果に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 純資産価額方式による自社株式の価額の計算上、自社が課税時期前3年以内に取得した土地や建物の価額は、原則として課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価するため、不動産を取得しても、直ちに純資産価額の引下げ効果が発生するわけではない。

2. 自社の所有している空き地に社宅を建築し、従業員の福利厚生施設とした場合、純資産価額方式による自社株式の価額の計算上、その社宅の敷地の価額は貸家建付地として評価されるため、純資産価額の引下げ効果がある。

3. 自社の所有している空き地に賃貸マンションを建築した場合、純資産価額方式による自社株式の価額の計算上、その賃貸マンションの敷地の価額は自用地として評価されるため、純資産価額の引下げ効果はない。

4. 自社の所有している空き地に立体駐車場を建築した場合、純資産価額方式による自社株式の価額の計算上、その立体駐車場の敷地の価額は貸宅地として評価されるため、純資産価額の引下げ効果がある。

【答え】

1. 適切。

自社が課税時期前3年以内に取得した土地や建物の価額は、通常取引価額で評価しますので、直ちに純資産価額の引下げ効果が発生するわけではありません。時価よりも相続税評価額が低い資産を購入すると、純資産価額方式による相続税評価額を引き下げることができます。

2. 不適切。

社員寮や社宅は社員の福利厚生施設として設けられていたものであり、相場より安い賃料ですので、一般の賃貸住宅のように借地権や借家権等は発生していないとみなされることから、自用地として評価されます。このため、純資産価額の引下げ効果は期待できません。

3. 不適切。

自社が所有する土地に建築した家屋を、他に貸し付けている場合、土地は貸家建付地として評価され、自用地評価よりも借地権や借家権の割合分が減額された相続税評価額となります。このため、純資産価額の引下げ効果があります。

4. 不適切。

土地所有者が、所有する宅地を青空駐車場や立体駐車場として賃貸している場合、借地権等は発生しない。自動車を保管する契約とされるため、自用地として評価します。このため、純資産価額の引下げ効果は期待できません。

なお、小規模宅地の特例は、青空駐車場の土地については適用対象外ですが、コンクリートやアスファルト舗装、立体駐車場用建物等の構築物の設置により、適用対象とすることが可能です。

従って、答えは『1』です。

問題 60

民法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 配偶者居住権とは、被相続人の配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物について、配偶者があらかじめ期限を定めて無償で使用、収益することができる権利をいい、その期間を終身に設定することはできない。
2. 被相続人に対して無償で療養看護等の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持等について特別の寄与をした特別寄与者は、相続の開始後、相続人に対し、その寄与に応じた額の金銭（特別寄与料）の支払いを請求することができる。
3. 遺留分侵害額請求権とは、遺留分権利者およびその承継人が、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができる権利をいい、請求先は受遺者に限られる。
4. 遺言者が自筆証書遺言を作成する場合において、自筆証書に財産目録を添付するときは、その目録も自書しなければ無効となる。

【答え】

1. 不適切。

配偶者居住権は、配偶者が住んでいた建物に対する権利です。
残された配偶者が被相続人の死亡時に住んでいた建物を亡くなるまで
又は一定の期間、無償で使用する事ができる権利です。

2. 適切。

相続人以外の親族で、被相続人に対して療養看護等の特別な寄与をした者は、相続人に対して特別寄与料を請求可能です。
2019年7月1日以後開始の相続については、相続人以外の親族も特別寄与料として貢献分を請求できるようになりました。

3. 不適切。

遺留分侵害額請求権とは、遺留分権利者とその承継人が、遺留分侵害額相当額の金銭支払いを請求できる権利で、請求する場合にはまず遺贈を受けた受遺者に請求し、それでも不足する場合は生前贈与を受けた受贈者にも請求可能です。

2019年7月1日以前は、遺留分減殺請求権と言われていました。遺留分を請求する際に、不動産等の遺留分そのものの返還ではなく、お金で解決しやすくなりました。

4. 不適切。

2019年1月より、自筆証書遺言の財産目録についてはパソコン作成や代筆、通帳のコピー添付も可能となっています。
2020年7月からは、法務局に保管できるようになりました。自筆証書遺言は、公正証書遺言と同様に検認不要となっています。

従って、答えは『2』です。